

令和4年第3回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和4年9月13日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和4年9月13日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席委員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 町長     | 三村裕史 |
| 副町長    | 岩田秀次 |
| 教育長    | 平岡弘資 |
| 総務部長   | 西村隆雄 |
| 住民生活部長 | 貞永治夫 |
| 健康福祉部長 | 時光良弘 |
| 建設農林部長 | 堂森憲治 |
| 教育部長   | 隼田雅治 |
| 総務部次長  | 西岡隆司 |

|               |       |
|---------------|-------|
| 住民生活部次長       | 西川伸一郎 |
| 健康福祉部次長       | 西村ゆり  |
| 建設農林部次長       | 安宅俊道  |
| 建設農林部公営企業担当次長 | 寺垣内栄作 |
| 教育部次長         | 立花太郎  |
| 財務課長          | 多久見良数 |
| 政策企画課長        | 須賀雅彦  |
| 産業観光課長        | 近藤光宏  |
| 収納管理課長        | 福嶋春樹  |
| 防災安全課長        | 花岡秀城  |
| 生活環境課長        | 熊野孝則  |
| 高齢者支援課長       | 井原志保里 |
| 子育て支援課長       | 佛圓至裕  |
| 健康推進課長        | 桐木和義  |
| 農林緑地課長        | 堀野准   |
| 都市整備課長        | 宗像雅充  |
| 会計課長          | 福垣内哲治 |



7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 榎並正和 |
| 議会事務局書記 | 尾濱宏教 |



8. 議事日程（第1号）

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 5号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率  
報告書について

- 日程第 6 報告第 6 号 一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について
- 日程第 7 議案第 29 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 30 号 広島県水道広域連合企業団の設立及び規約の制定について
- 日程第 9 議案第 31 号 熊野町教育委員会委員の任命の同意について（佛圓悦子）
- 日程第 10 議案第 32 号 熊野町教育委員会委員の任命の同意について（佛圓弘修）
- 日程第 11 議案第 33 号 令和 4 年度熊野町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 12 議案第 34 号 令和 4 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 35 号 令和 4 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 36 号 令和 4 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15 議案第 37 号 令和 4 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 16 議案第 38 号 令和 4 年度熊野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 17 認定第 1 号 令和 3 年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 2 号 令和 3 年度熊野町上水道事業会計決算認定について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 4 年第 3 回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、13 番、山吹議員、14 番、山野議員、15 番、中原議員の 3 名を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より26日までの14日間にしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より26日までの14日間とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩します。

（休憩 9時31分）

（再開 9時32分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。榎並事務局長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議会事務局長（榎並） 諸般の報告をいたします。

6月17日、文教委員会が開催され、町内社会教育施設の施設点検を行いました。

6月21日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第123号の紙面構成と編集スケジュールについて協議を行いました。

6月30日、議会全員協議会が開催され、議会からの協議案件1件について協議されました。

7月2日、令和4年度熊野町老人クラブ連合会芸能発表会が町民会館で開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

7月3日、熊野町身体障がい者福祉大会が町民会館において開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

7月5日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第123号の記事校正を行いました。

7月6日、産業建設委員会が開催され、担当部から昨年度の主要事業の実績について報告を受けるとともに、今年度の主要事業計画に係る課題等について報告を受けた後、

今年度の活動計画について協議を行いました。

7月6日、総務厚生委員会が開催され、担当部から昨年度の主要事業の実績について報告を受けるとともに、今年度の主要事業計画に係る課題等について報告を受けた後、今年度の活動計画について協議を行いました。

7月12日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第123号の記事校正を行いました。

7月19日、同じく議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第123号の最終校正を行いました。

7月26日、文教委員会が開催され、担当部から昨年度の主要事業の実績状況と、今年度の主要事業の概要及び1学期の状況について報告を受けた後、年間の委員会活動について協議を行いました。

8月1日、議会全員協議会が開催され、議会から報告案件3件、協議案件1件について協議しました。

8月26日、広島県町議会議員研修会がメルパルク広島で行われ、多数の議員が出席されました。研修内容は、「前例より前進～今、求められる議会改革～」と題して、愛知県犬山市議会議員、ビアンキ・アンソニー氏から講演をいただきました。

8月31日、議会全員協議会が開催され、執行部からの報告案件4件、協議案件1件について協議を行いました。

9月8日、議会運営委員会を開催し、第3回熊野町議会定例会の議会運営について協議をしました。

引き続き、議長宛てに陳情書が提出されていますので御紹介します。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料を御覧ください。

6月9日、「中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める陳情」が、井田敏美氏から提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。8名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、4番、中島議員の発言を許します。中島議員。

~~~~~〇~~~~~

○4番（中島） 皆さん、おはようございます。4番、中島数宜です。

通告書に基づきまして、1番目に送水管トンネル工事の影響について、2番目に、平谷中央線など町道認定後の処理について、以上、2問質問いたします。

まず、送水管トンネル工事の影響についてですが、水道用水供給事業が広島県広島水道事務所において、海田町総合公園内の立坑から呉市二河工区まで14.3キロメートル、掘削の径が2.7メートルの送水管トンネルを、平成28年12月から令和9年3月までの約10年間の予定で工事が行われております。ルートの概要としては、当立坑から串掛林道海田側、矢野峠浅田病院付近、会下山呉市吉浦町、それぞれの山中を通過して呉市二河工区まで、海拔45メートルから53メートルを通る自然流下式の水路トンネルであると聞いております。

海田町総合公園内の立坑から約4キロメートル先の平谷付近までトンネルの先端部が通達した昨年の秋頃から、平谷3丁目、4丁目の一体で井戸水が出なくなったとの事態が相次いでおります。この地域は、井戸水より生活をされておられる世帯が大半であります。井戸水が出ない状態が続くと死活問題にもつながることが危惧されております。8月の時点では、何と52か所の井戸が枯れ、さらに5月には平谷川に一切水が流れない状態となりました。8世帯の農家が田植えができない事態も発生をしております。

この間、応急的な対応として、給水タンクの設置、仮設給水管の埋設、農業用深層井戸の掘削などの対策を迅速に対応していただいた広島県、熊野町に対し、感謝を申し上げているところであります。しかしながら、全ての工事が完成するまでにはあと5年かかります。井戸水が枯れた52か所以外にも、新たに12か所の井戸に不具合が発生し、経過を観察している世帯もあります。

先日、送水管トンネル掘削現場を視察いたしました。トンネル内部には現在も大量の地下水が流出しておりました。今後も井戸水が枯れたり、先祖から守り続けた田んぼの田植えができないような状況になるのではないかと心配をしております。

冒頭申し上げましたように、本事業は広島県が行う事業であります。熊野町として直接的な対応は少ないものと思っておりますが、地域の皆さんが安心して生活できるよう、広島県とのさらなる連携の強化と町として何ができるのかを検討していただきたい思いと、この現状を町民の皆様にも広く知っていただきたいとの思いから、次の質問をいたします。

1 点目、先ほど被害状況を説明させていただきました。町はどの程度被害状況を認識されておられますか。

2 点目、広島県との情報の共有化と連携はどのように進めておられますか。

3 点目、今後も送水管トンネル工事は続きます。今回のような事態を踏まえ、町は広島県地域住民とどのように関わりを持っていかれますか。

4 点目、応急対策として、現在は里道であったり、個人の所有地に緊急避難的に仮設給水管を埋設していただき、水道水を供給していただいておりますが、今後、本格的な上水道管理設工事が進められると思います。工事に当たって、本格ルートのご決定と判断は、広島県とどのように進めていかれますか。

最後の 5 点目、令和 4 年 3 月の定例議会の一般質問において、仮設水道管理設工事に併せて消火栓の設置を要望いたしました。本格的な上水道管本管理設の工事のときには、ぜひとも消火栓を設置していただくことを要望いたします。

次に、平谷中央線など、町道認定後の処理について質問いたします。

矢野峠頂上から平谷交差点までの県道矢野安浦線の 838 メートル、熊野トンネルの無料化に伴い、昨年 3 月に全面舗装などの補修工事を終え、平谷中央線として町道に認定、移管されたところであります。この区間には、道路施設以外の電柱やケーブルといった通信設備など、様々な占有物件があるものと思います。各事業者は道路内へそれぞれ設備を設置するために、広島県と占有協議を交わしていたものと思います。町道に認定されたことで、新たに熊野町との占有協議の手続きが必要となります。その進捗状況などについて質問いたします。

1 点目、令和 4 年 3 月の議会で平谷中央線の町道認定の説明がありました。具体的な認定の時期についてお尋ねいたします。

2 点目、事業者別の占有物件の種類、数量及び道路の使用の対価として占有料を徴収されると思います。そのあたりの確認はできておりますか。

3 点目、占有している事業者へ変更手続の提示とスケジュールなどは通知されておられますか。

以上、明快な答弁のほどをよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 中島議員の2つの御質問のうち、1番目の「送水管トンネル工事の影響について」の御質問は私からお答えし、2番目の「平谷中央線等、町道認定後の処理は」についての御質問は、建設農林部長から答弁いたします。

1番目の、送水管トンネル工事の影響についてですが、本工事は、呉方面への安定的な送水を図る目的で、水道用水供給事業のⅡ期トンネル整備工事として、現在、広島県により実施されております。この工事につきましては、着工前から平谷地区での地下水位の低下が懸念されていたため、平成27年度より県と町とで協議を重ね、平成30年度に地下水位低下対策としての応急給水に関する協定を結んでおります。

昨年の秋以降、このトンネル工事が平谷地区に近づいた時期より井戸枯れが発生し、その後、徐々に増加していることは承知をしております。本町としましても重く受け止めており、県と締結した協定に基づき応急給水するなど、生活の基幹となる水の供給に努めているところでございます。今後も引き続き、県との情報共有並びに連携を強化し、生活に支障を来さないよう対応してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設農林部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 中島議員の2つの御質問に詳細にお答えします。

1番目の「送水管トンネル工事の影響について」の1点目、「現在の状況をどの程度認識しているか」につきましては、昨年10月に、平谷地区の住民より井戸枯れの一報を受けて以降、井戸枯れ箇所及び軒数を把握するとともに、応急的な給水対応を実施していると把握しています。

2点目の「広島県と情報の共有化と連携は」につきましては、担当者を通じ、井戸枯れ範囲の拡大等情報の共有、応急給水の対応等連携を図っているところです。

続いて3点目の「今後、どのような関わりをしていくのか」につきましては、井戸枯れした家屋への給水タンク等の供与、仮設給水管の整備への協力など、住民と県の橋渡し役を行い、住民生活の影響を小さくするよう、これまでと同様に努めてまいります。

次に、4点目の「上水道管の埋設ルートは」につきましては、現段階で、県の井戸枯れ補償等の方向性が具体化していませんが、上水道による補償がなされる場合には、詳細な埋設ルートについても県と協議し、決まっていくものと考えています。



最後に、5点目の「消火栓の設置について」ですが、先ほど申し上げましたとおり、上水道による補償となった場合には、関係部署と協議を行い、必要箇所に消火栓を設置されることとなります。

続いて、2番目の「平谷中央線等、町道認定後の処理は」についての1点目、旧県道矢野安浦線の町道への引継時期についてですが、まず道路法に基づく手続である路線認定につきましては、本年3月に議案が承認された後、3月31日付で町道平谷中央線として認定を行っています。これにより県道矢野安浦線と重複路線となりますが、道路法の規定に基づき上位路線である県道として引き続き管理されていました。その後、県の方で引継準備が整い、6月末に県道区域が変更されたことをもって不用物件として町に引き継がれ、7月から町道として管理しています。

2点目、3点目の占用物件の把握と確認及び関連事業者の申請の具体的なスケジュールについては、当該区間では、県道管理下において既に占用許可を受けていた関連事業者は、公営の上下水道を除き6者、総占用許可件数は種別ごとに9件となっており、大部分が電柱やケーブル類、地下埋設管です。これらの物件に対する占用料は、全体で徴収している関係から明確に切り分けられていませんが、当該区間の合計でおおむね40万円程度とお聞きしています。

このたびの町道への移管に伴う関連事業者への手続の通知につきましては、県の方から各事業者へ管理者変更の通知とともに占用許可の継承について、7月1日付で通知がなされています。各関連事業者は、既に許可を受けた期間中は手続の必要がなく、期間満了に伴う更新許可を受ける際に町の方への手続が必要となります。町道に移管されましても、引き続き適正な道路管理に努めてまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） それでは、送水管トンネルに関する質問を何点かさせていただきます。

今までに広島県と情報の共有化などはどのように進めてこられましたか。具体的な説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内公営企業担当次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（安宅） 町では、掘り返しの抑制ということで、対策としまして、占用工事とかそういったものの計画的に行うものにつきましては、工程を調整してたびたび掘り返すことのないようにということで努めているというところでございます。その一環といたしまして、舗装工事を実施しまして3年以内の道路でやむを得ず占用工事を行うという場合に、全面的な舗装復旧ということを指導しておるというものでございますけれども、今回のような突発的、緊急的な措置ということには当てはまらないというように考えております。

先ほどの質問と同様でございますけれども、当該区間につきましても、路面の状況を踏まえて今後協議のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 中島議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（中島） 平谷地域の水道水供給区域というのがあると思います。その設定の考え方についてお尋ねいたします。また、区域外へ供給ができない理由、これを具体的に教えていただきたいと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 寺垣内次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部公営企業担当次長（寺垣内） いわゆる給水区域、この設定についての考え方なんですが、主には法令等に基づいた区域の設定を行っております。この給水区域外について水道水を供給できない、この主な理由につきましては、厚生労働省が定めている技術的基準、最小の動水圧というものが確保できないということから、この区域外、エリア外に供給はできないものとなっております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 中島議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（中島） 現在は給水区域外でも、私の家も入っておりますけど、暫定的に水道水

を供給していただいております。本格補償においては、水道水の供給は不可能であるというふうなことを聞いております。代替として井戸を掘削する補償になるとのこのことのようにです。

水道水が供給できない区域には約30世帯余りの家があります。井戸水が枯れた区域に再度井戸を掘って補償するというのは現実的ではないと思っております。将来、再び水が出なくなるのではないかと不安を抱えながらの生活ということを送ることになります。安心して生活ができない状況が心配されます。場合によっては死活問題にも発展しかねません。水道水による補償が可能となるよう、給水区域の見直しと、既存の配水池の能力を高めるなど機能改善を広島県に対して要望をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部公営企業担当次長（寺垣内） 今後、住民の要望、これを踏まえた上で、広島県と様々な水の供給方法について協議してまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 先ほどの質問に関連いたします。平谷地域は、防主山の山頂にある東山配水池と平谷台団地付近の山中にある平谷配水池より水道水を供給していただいております。特に、平谷配水池は平谷団地の造成に併せ設置されたようですが、配水池は小規模で、給水能力が限定的であると思っております。今回の補償対策として、新たに配水池を設置し、井戸水が枯れた区域並びに水道水供給区域外の世帯にも水道水が供給できるよう、広島県に強く要望していただきたいと思います。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部公営企業担当次長（寺垣内） 先ほどの答弁と重複いたしますが、様々な手法についてこれから県としっかりと協議してまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 中島議員。

〇4番（中島） 次は要望になります。広島県は矢野安浦バイパス工事をはじめ、様々な事業を町内で実施していただいております。いずれも工期が長く、この間には町民の皆様からいろいろな要望、意見があると思います。県の事業であることから直接的な対応は難しいことはよく理解をしておりますが、これらの要望を真摯に受け止めていただき、丁寧な対応をしていただくことで、より一層町民との信頼が築けるのではないかと思います。引き続きよろしく申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 堂森部長。

〇建設農林部長（堂森） 県道のバイパス等、県の事業というのはやはり住民生活に直結するものが多くございます。そうした中で住民の方のいろんな要望であるとか意見というものが多々出ておるといっても承知しておりますので、どの事業につきましても、早期に完成をして効果を発揮するという目的からしますと、やはり町も当然協力をしてまいりますし、住民の皆様にも協力をしていただくということにもなろうかと思っております。そういった面で、皆様の声というものにつきましては、引き続き県のほうへもしっかり働きかけを行ってまいりたいというように考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 中島議員。

〇4番（中島） ありがとうございました。

次に、町道認定後の処理について少し質問をさせていただきます。

令和4年度の占用許可の更新手続、占用料の支払いは、既に広島県へ各事業者より納入されていると思います。広島県から町へ移管後はどのような処理になるのか、お尋ねいたします。

○議長（大瀬戸） 安宅次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（安宅） 令和4年度の更新許可申請につきましては、4月1日付で県により許可をされております。かかる占用料につきましては、県の占用料徴収条例に基づき、許可日から1月以内一括して徴収をするということになっておりますことから、県が許可更新並びに徴収事務を行っているところでございます。また、この条例によりまして、一度徴収した占用料は返還しないということになっておりますので、町のほうでは、次年度以降において許可事務並びに占用料の徴収事務を行うこととなります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 広島県から継承は7月1日からと答弁がありました。占用料の返納処理はしないことは理解をいたします。年間占用料約40万円の12分の9か月、約30万円ぐらいになると思いますが、広島県から町に対して歳入という面から見ても処理をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 安宅次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（安宅） 管理者が変更する場合の占用料の徴収の帰属ということでございますが、これにつきまして、道路法の施行令第19条の3に規定がございます。これによりますと、国から県、県から国へ管理が変わる際の占用料の収入につきましては、管理者が変更される前日までに徴収をすべきものは変更前の管理者の収入となるという旨を規定されております。施行令では県道の取扱いという記載はございませんけれども、県としましては国道も併せて管理をしているということもございまして、県道のほうも国道と準じた扱いをするというふうにお聞きをしているところでございます。ということございまして、歳入処理のほうは困難であるというふうと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 中島議員。

〇4番（中島） 小規模団地の私道になりますが、町道に認定されることを想定しまして、電柱は道路幅員確保の観点から、極力宅地内に建築するよう造成業者への指導が必要と思われるのですが、いかがでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 安宅次長。

〇建設農林部次長（安宅） 電柱などを設置する公益事業者さんに対しては、特別使用ということで道路占用許可を出しております。一般の交通の用に供する道路本来の目的からすれば、副次的なものであろうというふうに考えております。本来機能を阻害しない範囲で認めるというように考えております。したがって、御質問のとおり、できるだけ道路外へ設置いただくように協議調整を進めてまいる必要があるというふうに考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 中島議員。

〇4番（中島） 町道に認定された路線内で、既に占用許可を受けた事業者の電柱を利用して異なる事業者が通信ケーブルなどの線だけを道路の上空を通過させる場合にも、許可が必要であると思います。そういった形で占用している件数を把握されておられますか。また、その処理の状況についてお尋ねいたします。

〇議長（大瀬戸） 安宅次長。

〇建設農林部次長（安宅） 占用物件として検知をしました事業者と異なる事業者がケーブルのみを占用している、いわゆる2次占用許可物件の占用料につきましては、占用料徴収事務の取扱いにおきまして、占用者の事務負担を鑑みまして、個々の対象延長では

なく、他事業者の電柱の本数を基礎数値として平均的な算出方法で出すということになっておりますので、電柱の本数の適正な管理というのが重要となってまいります。占用料は本町の大事な歳入の一つということでございますし、事業者自らのチェックはもとより、道路管理者としても新規認定をした路線の電柱の把握など、引き続き適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。

最後になりますが、今回のように広範囲で井戸水が枯れた事態は、平谷地域にとって大変な問題であります。地域の皆様もどのように対応すればよいのか悩んでおられると思います。先ほど申し上げましたが、今回の事象に対しまして応急措置など迅速に対応していただいた広島県、熊野町に対し、感謝を申し上げます。

現在は、経過観察を含め60か所余りの井戸が影響しております。今後も井戸水が枯れるのではないかと心配しております。今回の事態に当たって、地域の皆様の生活を守るため、自治会長である私が広島県と調整などを行ってまいりました。引き続き、地域のために取り組んでいこうと考えております。今後も補償問題をはじめ様々な問題が発生すると思いますが、熊野町におかれましても引き続きの御支援のほどをよろしく願います。

また、町道認定後の処理につきましては、最近、田畑などを造成する小規模団地が増加しております。小規模団地は道路幅員も狭いことから、交通事故などを未然に防止するため、造成時には極力道路区域外に建築するよう造成業者への指導、協力要請をお願いさせていただくことを要望いたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で中島議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 10時17分）

（再開 10時35分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

続いて、10番、時光議員の発言を許します。時光議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（時光） おはようございます。10番、時光です。

本日、私は通告書にのっとり、2点質問させていただきます。

まず1点目、定住支援制度についてです。現在、国をはじめ各自治体において、少子高齢化による人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策を行っておられ、当町においては、平成25年度より「住むならくまの」と称した定住応援支援制度を行っております。まずその成果をお伺いします。

次に、空き家の有効利用についてでございます。最近、新聞等で、各自治体の御努力により空き家の有効利用の成功例の報道が目につきます。当町においても空き家の有効利用のため空き家等対策計画を策定し、空き家バンク制度を立ち上げるべきだと思いますが、町の考えを伺います。

続いて、2点目の地域公共交通計画についての質問でございますが、熊野町の公共交通については、バスやタクシー、おでかけ号が主なものであり、人口減少やコロナ禍などの中、バス利用者の減少によって赤字に陥り、やむを得ず減便や路線の統合、廃止を選択するバス事業者が全国的に増えております。本町でも来月には広電阿戸線の廃止が予定されておりますが、広電の他の路線でも赤字となっていることから、町内外を結ぶバス路線の維持に向け、交通関係者などで構成される地域公共交通活性化協議会において、今後の公共交通計画の策定に取り組んでおられます。そのような中、先月の19日に第2回の活性化協議会が開催され、6月、7月に実施された住民とバス利用者を対象としたアンケート調査の結果が報告されました。

そこで、1点目の質問は、そのアンケート調査結果はどのようなものであったかということをお聞きします。

次に、2点目は3月定例会でも質問いたしましたが、阿戸線の広電撤退後の新たな運行体系についてです。3月定例会での御答弁では、広島市、広島電鉄と町などで構成する地域公共交通検討協議会が路線バスを運行するとお聞きしておりましたが、10月からはどのような運行体系になるのでしょうか。

以上、2つの質問について御答弁のほどお願いします。

〇議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

〇町長（三村） 時光議員の2つの御質問、「定住支援制度について」と「熊野町地域公共交通計画について」にお答えします。

1番目の「定住支援制度について」、まず1点目の「住むならくまの」定住応援支援制度の成果でございますが、子育て世代の定住促進を目的に、平成25年度に制度を創設して以来、一定の成果があったものと考えております。

詳細につきましては、建設農林部長から答弁いたします。

2点目の「空き家対策計画の策定及び空き家バンク制度の立ち上げについて」でございますが、人口減少や都市への一極集中などにより、地方における空き家の増加が社会問題となっております。本町におきましても、平成12年度から人口減少に転じており、今後も空き家は増加していくものと認識をしております。

空き家の増加は、景観の阻害などの問題を生じさせるだけでなく、地域コミュニティの衰退やまちの魅力低下にもつながり、また周辺の住環境に与える影響が一層深刻化していくことが懸念されます。このことから、第6次熊野町総合計画では本町の空き家の有効利用について検討していくこととしております。

詳細につきましては、総務部長から答弁をいたします。

次に、2番目の「地域公共交通計画」についてですが、当該計画につきましては、現在、熊野町地域公共交通活性化協議会において協議が進められ、先月に協議会でアンケート調査結果が示されたところで、この結果を参考に、今後の計画策定を進めております。

次に、「10月から運行予定の阿戸線の新たな交通体系」につきましては、広島市、広島電鉄、本町等で構成する熊野町・安芸区阿戸地区における地域公共交通検討協議会で協議を進め、新たな運行事業者による運行を開始できるよう準備を進めている状況でございます。今後、広島市と共同し、運行区間や車両の一部変更と運行赤字の補填を行いながら、阿戸線の運行継続を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、住民生活部長から答弁をいたします。

〇議長（大瀬戸） 堂森建設農林部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部長（堂森） 時光議員の1番目の御質問「定住支援制度について」の1点目「住むならくまの」定住応援支援制度の成果について、詳細にお答えします。

定住支援制度につきましては、平成25年度に補助金制度を創設し、適宜改定を行いながら現在に至っています。昨年度までの9年間で655世帯、2,320人の補助金制度の活用がありました。内訳は、町内転居が353世帯、1,304人、町外からの転入が302世帯、1,016人です。このことから、地域社会の活力につながるとともに、人口減少抑止対策としても一定の効果があったものと考えています。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 西村総務部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務部長（西村） 時光議員の1番目の御質問「定住支援制度について」の2点目、「空き家対策計画と空き家バンク制度の立ち上げ」について詳細にお答えします。

最初に、空き家対策計画の策定についてですが、当計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定してある計画で、市町における空き家対策の基本的な方針や計画期間、特定空き家に対する措置や活用方法などについて策定するものです。計画に必要な空き家の数や空き家の状態などにつきましては定期的に調査を行っていますが、空き家等対策計画の策定には至っていません。

現在、県内市町の空き家対策に係る取組状況や実績の情報収集に加え、近隣市町に実際の運用状況などについて聞き取りを行うなど、よりよい制度の構築に向けて調査を進めているところです。

今後は、現在策定しております立地適正化計画における計画区域の検討に併せて空き家等対策計画につきましても研究したいと考えております。

また、空き家バンク制度は、空き家対策や定住支援を検討する上でも有効な施策の一つであると認識しておりますので、制度構築に当たっては、実効性のある制度となるよう、近隣市町の状況も踏まえ慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

〇住民生活部長（貞永） 時光議員の2番目の御質問、「地域公共交通計画について」詳細にお答えします。

まず、1点目の「住民とバス利用者を対象としたアンケート調査結果」についてですが、このアンケート調査は、本年6月から7月にかけて実施され、無作為で抽出された一般世帯2,500世帯に郵送で、また、路線バスの車内に置いたり、タクシーやお出かけ号の利用者に直接配布しました。回答数は、一般世帯からは1,152件、公共交通利用者からは185件の計1,337件でした。

次に、アンケート調査結果の主な内容ですが、外出先の質問では、全回答者の約8割が日常的な買物で町内の商業施設を利用し、約5割が町外に通勤や通学していること、通院においては全回答者では約4割が、運転しない方に限ると約5割が町内の医療機関を利用するとの回答でした。

次に、外出頻度の質問では、通勤通学は全回答者の約9割、運転をしない人の約8割が週4日以上で、買物目的は約4割が週に2日から3日、約3割が週1日で、通院目的では、約8割が月1日から2日、約1割が月4日程度でした。

次に、外出時の移動手段の質問では、自分で運転ができる方の6割から7割が、買物、通勤通学、通院に自家用車を利用され、バスの利用は1割から2割程度でした。一方、運転しない方は、買物では家族の送迎が4割、バス利用者が2割、通勤通学ではバスが6割、通院では家族の送迎、バス利用者がともに約4割ずつでした。

次に、利用する公共交通の質問では、バスが約8割を占めていますが、バスの利用頻度は日常的に利用している人が約2割で、時々利用している人の2割と合わせても約4割にとどまります。

公共交通を利用しない理由の質問では、全回答者では「乗りたい時間にバスがない、自家用車より時間がかかる」といった時間にかかる不便さが上位にありますが、運転しない方に限ると、「乗りたい時間にバスがない」という理由は上位ですが、「自家用車より時間がかかる」という理由は低くなっており、移動に時間がかかることを受け入れる傾向にあるようでした。

続いて、2点目の「10月から運行予定の阿戸線の新たな交通体系」についてですが、阿戸線の検討協議会での協議の結果、現在の運行主体である広島電鉄に代わって、呉市内で乗り合いバス運行実績がある運行事業者に運行していただくことになりました。

運行区間や車両につきましては、現在の各便の乗降者数、最大車内人数等を勘案した結果、6時台から9時台までと17時以降の朝晩の便は、阿戸学校から熊野営業所間で、広島電鉄から譲渡された55人乗りの大型バスで往復運行し、10時台から15時台までの日中の便は、阿戸学校から萩原下バス停経由のフジ熊野店間を、朝日交通に貸与した乗客が8人乗れる小型バスで往復運行します。

現在の運行便数の平日24便、休日20便は維持しますが、朝晩の便については現行ダイヤをできるだけ維持しつつ、阿戸、萩原間で運行する日中の便については、萩原線への乗継ぎや運行ダイヤの覚えやすさを考慮して変更されます。

なお、運賃につきましては、10月は現行どおりですが、11月からは若干の値上げが予定されており、支払いにはPASPYも利用可能です。

また、広島電鉄が阿戸線の赤字負担を考慮して撤退したことから、朝日交通への阿戸線運行支援として、広島市と本町で阿戸線運行の赤字分を全額負担することとしております。

今後の阿戸線の運行につきましては、阿戸線の検討協議会、東部公共交通活性化協議会などで引き続き協議し、阿戸線利用者や沿線住民の御意見を聞きながら、持続可能な公共交通として継続させたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 詳細な御答弁、ありがとうございました。

今、出来庭地区の大型ショッピングモールの進出などによって、ミニ開発が行われ、新築される家屋が増えています。町としては今後の人口推移をどのように考えておられますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 今後の人口推移ということでございますが、第6次熊野町総合計画における本町の人口ビジョンでは、令和12年の将来展望目標人口を2万1,000人としております。令和2年に実施しました国勢調査では2万2,844人、将来展

望目標人口2万3,049人と、社人研推計人口2万2,649人、これのちょうど真ん中あたりということで推移をしております。ここ3年間の住民基本台帳人口の推移から予測しますと、毎年約200人ずつ減少している状況ですので、単純に5年間で1,000人減少することとなり、令和12年の国勢調査人口の推移は2万844人となりまして、将来展望目標人口2万1,000人を若干下回るものと推測しております。

なお、今年度の人口は、令和4年8月末2万3,458人と、3月末から19人の増加になっております。これはこれまでミニ開発の宅地造成や大型ショッピングモールの進出等の影響もあるのではないかと考えておまして、人口減少のペースが下げ止まれば、将来展望目標人口2万1,000人が達成できるものというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） ありがとうございます。令和4年3月末から8月に19人増加しているということですので素晴らしいことと思います。

また、「住むならくまの」の支援制度についても、先ほどの御答弁にありました町外からの転入1,016人。これに関しては高い評価が与えられると思います。引き続き運用をお願いしたいと思います。

ところで、国は空家特措法を活用し、空き家の除去、活用関連事業など、総合的な空き家対策に取り組む市町村に対して支援を行う空き家対策総合支援事業として、令和4年当初予算で45億円計上しております。県では、広島県空き家対策対応指標が令和2年2月に見直され、移住誘導区域内の既存住宅の流通、促進に向けた方針の取りまとめとして、昨年4回検討会議が開催されました。当町からも中古住宅の流通促進に向けた検討チームのメンバーとして積極的に参加しておられますけども、残念ながら県内において熊野町、府中町、神石高原町の3町のみが空き家等対策計画を策定していない。ぜひとも空き家等対策計画を策定し、空き家バンク制度を早急に取り入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 国が予算措置しております空き家対策総合支援事業は、空き家・不良住宅の除却や空き家の活用などに対して補助するものでございますが、助成を受けるには空き家等対策計画の策定が必要となります。また、広島県では中古住宅の流通促進に向けた検討チームを立ち上げ、定期的に検討会議を開催し、空き家に関する課題の分析や解決策、施策検討を進めているところです。今後は検討チームでの協議内容や、他市町での先進的な取組を踏まえながら、部長答弁にもありましたが、今年度から策定しております立地適正化計画に併せて研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~  
○10番（時光） ぜひとも調査研究を進めていただきたいんですが、空き家の積極的な活用、再生のための空き家バンク制度における補償金制度について、ちょっとよその市町の例を言いたいんですが、兵庫県が空き家対策をやっておられる中で、例えば一戸建ての住宅を150万から200万の間で改修する場合、一般住宅の場合は60万、若年・子育て住宅の場合は85万、UJIターンの方々には85万、さらに事業所型の場合は、事業所をされる場合ですね、75万。ほかに地域交流型拠点にする場合は75万というような形で、これもいろんなくりがあるんですが、補助金を出しておられる。このように住宅、事務所、地域交流拠点等に、利用者ごとに空き家の機能回復、または設備改善に必要な改修工事に関する助成制度が必要ではないかと思えます。

さらに、第一段階として、当町には人は住んでいないが家財道具がある空き家が多くあり、家によっては仏壇があったりもするんですが、それらがネックになって人に貸せない、売れないという声をよく聞きます。空き家の家財道具の搬出、処分に係る費用の補助金制度が必要と思われます。

ちなみに3月議会で水原議員に対する御答弁で、令和2年度の空き家の件数は516件ということでありましたが、家財道具の有無についてなどを確認しておられるでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 宗像都市整備課長。

○都市整備課長（宗像） 空き家の調査でございますけれども、調査方法としまして、所有者の方、また管理されている方から同意をいただいておりますので、道路等から外観を確認しております。また、植木とか植栽なんかの管理の状況などから判断をしまして、空き家の数をカウントしておりますので、今御指摘の家財道具につきましては把握できてない状況でございます。

あと、機能回復、それから設備改善等の助成制度ということでございますけれども、以前にもちょっと考えを述べさせていただいているところではございますけれども、一応空き家といえども個人の財産ということで、その改修に対して公費を入れるのはいかかなものかという考えがある一方、また改修されないことによって周辺環境への影響などが懸念されますので、慎重に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） おっしゃられることはよく分かるんですが、私としては個人の財産に公費を投入するというのはいかかということですが、将来的にはそれが町の発展につながるんじゃないかと思っております。

次に、空き家での起業です。今回、私がこの質問をするきっかけとなったのは、町内の若者の声でした。古民家、空き家等を利用してカフェを開きたい。カレー屋をしたい。宿泊施設を造りたい。靴屋をしたい。様々な御意見がありまして、どこか空き家はないのか、なぜ熊野町に空き家バンクがないのかということでした。

空き家で起業する場合の補助金ですが、これも兵庫県なんですけど、例えば空き家で起業する場合、その経費を最大100万、改修費に対して100万、またふるさとに移住し、UJIターンですね。する場合にはやはり支援金が100万、経費を200万、改修費に対して100万。また、商店街の空き家の店舗を活用するときは75万。まあ県ですから、これはちょっと金額はまた別なんですけど。もう一つ言えば、IT事業所を開設するときには3年間で3,700万という、これらこういう例もございます。

町内には魅力的な古民家や事務所、店舗として利用できる空き家があると思います。この空き家を活用して起業する若者を呼び寄せる補助金制度が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） ありがとうございます。

とてもいいタイミングだと思いますが、この農地法改正により農地取得が緩和されることは分かりました。現状の内容からどのように改正されたのか、詳細にお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（堀野） 現行法では本来、50アールとなっておりますが、本町では特例措置により段階的に引き下げ、現在では町内の経営規模などから10アールとして法規制より緩和して取り組んでいます。今回の法改正により、面積要件は撤廃されますが、そのほかの農業における従事日数などの要件が残りますので、従来の手続は必要となります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） この法改正により、農業に関心がある方が気楽に農地の権利取得等ができるようになり、遊休農地が少しでも活用されることを期待いたします。

続いて、令和元年の11月、産業建設委員会で南知多町へ視察したときの内容によりますが、まず空き家の登録申請を行い、空き家マイスター、地元の工務店が外観、床下、天井、屋根、柱などの物件の現地調査を行い、町が都市計画内の位置づけや担保付物件か等を調査し、登録可能と判断された物件を空き家バンクに登録する手順で行っており、この空き家バンクに登録する時点で不動産業者を仲介に入れることを前提条件とされてきました。これにより平成22年から令和4年4月1日で129件の物件を成約されております。

このような状況を踏まえると、空き家バンクを設ける場合、町内の宅建事業者や建設事業者の団体や商工会と包括的な協定を結ぶ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 南知多町や他の自治体でも、町と専門機関、関係団体が一体となって取り組まれていることを確認しております。空き家バンク制度を円滑に運営するには、地元の不動産業者や商工会など関係団体との連携が不可欠でございますので、包括的に連携を行っている他の自治体の事例なども参考にしたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 次に、周知方法について伺います。町のホームページ、町内の不動産業者との協力や、広島県空き家バンクウェブサイトみんどですか、などでしっかりPRしていただきたい。さらに一步踏み込んで、当町は広島市に隣接していて、空港、新幹線の駅でも短時間で行けます。テレワーク、リモートワークを導入、推進している大手企業に、当町の立地条件のよさ、自然の豊かさなどをアピールして、例えば、ダイレクトに1,000社ぐらいにチラシをつくって配布するなど、積極的に営業活動を考えてみてはと思います。

この中で、私、町報の8月号表紙なんですけど、右上のほうに、ちょっと字は小さいんですが、ここへキャッチコピーがありまして、これ職員さんが考えられたということらしいんですが、「都会じゃないけど田舎じゃない」。これはほんとすばらしいキャッチコピーだと思ったんです。こういったものをぱーんと表に出して、こういった民間レベルのチラシなどをつくったらいかがかと思うんですが、どうでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 空き家バンク制度の周知方法につきましては、議員の言われた広島県空き家バンクウェブサイトみんどや、公益社団法人広島県宅地建物取引業協会が行っている広島空き家の窓口など、様々なホームページや周知方法がございます。最近ではSNSを活用した情報発信も進んでいるようですので、LINEやインスタグラムなどを活用した情報発信につきましても考えていきたいと思っております。

また、テレワークやリモートワークが進んでいる大企業などに対する誘致活動につきましては、広島県交流定住推進協議会が首都圏で実施する定住フェアへの参加など、県や関係団体との取組を通じて、本町の立地条件のよさや住環境、「都会じゃないけど田舎じゃない」というふうな熊野町のよさをPRしていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 何事も事をなすにはタイミングが必要です。今、熊野町はトンネルが無料化し、大型ショッピングモールが開店し、将来的には町内にバイパスも完成します。その影響もあり、最初に御答弁いただいたように人口も3月から8月末に19人増加しているということでございました。ミニ開発等についても、さらに20件から30件ぐらいの造成の計画が数件あると聞いております。開発業者の方に聞きますと、まだ造成中なのに各区分全て完売というようなことも起こっています。今がチャンスだと思うんですよね。

1の矢として放った「住むならくまの」の施策が非常によい結果が出ている中、これを継続しつつ、この追い風の中、風向きが変わる前に人口減に歯止めをかけるだけでなく、人口増を目指して、次の2の矢、3の矢を早急に放つべきだと思います。その2の矢として、空き家の有効利用について一步進んだ対策を取るべき、他の市町を見ながらもよろしいですが、どちらかとしたら今、後手に回ってますので、その上を行き、先行するような形で調査研究、実行していただきたいと思います。

続いて、2番目の質問でございます。

先ほどの阿戸線についてでございます。部長さんの答弁で、公共交通活性化協議会で住民アンケート調査ではということ、様々なお話がありました。この中で、アンケート調査の中に今後の公共交通に取り入れてほしい施策などについて質問があったと思いますが、どのような回答だったでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 今後の公共交通に取り入れてほしいという質問に対しての回答

で、やっぱり矢野方面、海田大橋方面経由の広島市内へのバスの増便というのが多くありました。それから、萩原から熊野営業所間のバスの増便を望む声もありました。また、おでかけ号に関する要望では、バス停の増が多い中、実際におでかけ号を利用されている方から、有料化を望む声も3割程度ありました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） おでかけ号の有料化というのは便数を増やしてほしいということなんですかね。

今回のように赤字バス路線の補助には、多額の費用が必要になると思います。これについて、住民の皆さんはアンケート調査ではどのような回答だったのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 行政の財政支援と交通サービスについての質問の回答につきましては、財政支援を維持しながらでも、高齢者や学生が使いやすい便利な公共交通、財政支援を増やしてでも誰もが使いやすい公共交通の充実に努めるべきだという回答が多くありました。それからいきますと、若干の財政支出の増加は許容されるものと考えられます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） やはり、住民の皆様、多少の経費がかかっても便利な公共交通を求めているということでしょうね。ぜひとも地域の公共交通の充実を進めていただきたいと思います。

ところで、この地域公共交通計画策定の今後のスケジュールについてはどのようなになっているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

○生活環境課長（熊野） 11月頃に第3回の協議会、それから年内にもう1回、計4回を予定しております。立地適正化計画策定のほうとも関わりが深いので、そちらのほうとの情報共有も図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀬戸） 時光議員。

○10番（時光） 将来的には広電バスが営業所までしか行かないという可能性もあります。そうなれば、例えば一定料金での町内循環バス等が必要になるかもしれません。立地適正化計画策定とともにしっかり審議を進めていただきたいと思います。

続いて、10月から運航予定の阿戸線の新たな交通体系についてでございます。

今後の協議会のスケジュールは分かりましたが、先ほど協議会2回目の会議で、熊野町内のアンケート結果を答弁していただきましたが、たしか私も3月議会の答弁の中、そして2月の全協の中で聞いたんですが、少し前に阿戸線に関しても本町東部地区と阿戸地区の沿線住民のアンケート調査が行われたと思いますが、その結果はどうだったですか。

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

○生活環境課長（熊野） 熊野町安芸区阿戸町公共交通検討協議会が本年1月から5月にかけて、阿戸町内、それから東部地域の阿戸線沿線の住民にアンケート調査を行いました。その結果、交通弱者と呼ばれる自家用車を持たない人とか、運転免許証を持たない人たちの外出目的は7割から8割が買い物、通院、10月からの新しいバスを利用したいというふうに回答されています。また、その行き先ですが、萩原方面の商業施設、病院などとなっております。東部地域の方々は広島方面へのニーズもあるようでした。

外出目的となる買い物、通院での外出頻度は週1日から3日というのが、東部地域で65.9%、阿戸町で57.9%となっております。このアンケート結果からすると、ターゲットとなる利用者は、朝晩は通勤・通学の人、日中は買い物、通院を目的とする交

通弱者となります。その他のアンケートの回答では、家の近くから乗り降りできる交通、乗り継ぎに便利な交通を希望されているようでした。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） このアンケート調査の結果を研究されて、10月からはより利便性の高い運行形態へ移行できるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 日中の外出目的が買い物、通院で、その行き先が萩原周辺の商業施設や病院というのが多く出ておりました。このことを考慮した日中の路線となっておると考えております。フジ熊野店へ乗り入れることも利便性が向上するものと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 運行便数の維持に関しては、町民の皆様、安堵しておられましたが、ましてや費用ですかね。運賃に関しても乗り継ぎができるということも非常に感謝しておられました。

ただ、フジに乗り入れて、フジで待合室のようなものができるんでしょうが、利便性は向上すると思いますが、東部の人は皆フジに行くとは限りません。買い物先の選択肢はないんでしょうか。この平日の昼間4便、土日の昼間5便、これをなぜ熊野営業所まで行かないんでしょうか。今まで西部にある銀行、そして郵便局、熊野ショッピングモールなどへバス1便で行くことができたのに、乗り継がないと行けなくなる。さらに一番問題なのは、無料のおでかけ号でさえ役場まで行くのに、なぜ有料のバスが役場まで行かないのか。これについてお伺いします。

~~~~~○~~~~~











いますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 運行経費は、キロ当たりの運行単価に走行した運行距離を掛けて求めるものでして、萩原下までの場合と、熊野営業所までの場合を比較して、萩原下までのほうが年間で約300万円少なく運行できると見込んでおります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） この300万が大きな金額かどうかというのは、ちょっと私も、私としては300万ぐらいなら営業所まで行ってほしいという思いでございますが。

一つ確認させてください。今の御答弁の中で、運行経費というのは、運行単価にキロ数を掛けるということですが、そうなりますと、阿戸からフジを経由して萩原下に行つて、役場まで行く、そこで折り返して同じことをするというのと、阿戸から萩原下へ行つてフジに最終点として、フジから萩原下に戻つて、阿戸に行くという、距離的にはほぼ一緒だと思うんですが、運行経費については同じぐらいというふうに考えてよろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） お見込みのとおりで、萩原下までのと役場まででもそう変わらないというふうに考えられます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） ありがとうございます。

最後に町長、お伺いします。10月からの阿戸線の新たな運行体系についてござい

ますが、今回の運行体系についてはもう数か月前に運輸局へ申請許可をされていると思いますので、もう変更はできないものと思いますが、高齢化率の高い東部地域にとって必要不可欠な住民の皆様の方だと思います。中国新聞に掲載された後、住民の皆さんに御意見をお聞きしたところ、便数は従来どおり確保していただいで感謝しておられます。しかしながら、昼間の便で熊野町の中核である役場まで行くのに乗り換えなくてはいけない。これに関しては、不満と不安を感じる声が多く出ております。ちょっと口の悪い人に言わせりゃ、「町が運営する公共交通なのに、わしらは熊野町の住民じゃないんか」というふうなことを言う人までいらっしゃいます。運行経費も変わらないということですので、見直しの際にはせめて役場まで直行便を運行していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今後の検討課題とさせていただきたいと思います。バス利用者の状況、ニーズ、こういったものを踏まえながら考えていきたいと思っています。

ただ、やはり阿戸別れから、さっきの議論も踏まえて熊野営業所という話もありましたが、やはり混みますので、バスの定時運行、定時性ということから考えると相当苦情が出ると思います。そういう、経費の問題もいろいろ絡むんですが、やはり今の定時制をきちっと確保して長く運行できるような形、これをやはり探っていきたいという思いです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 何度も言いますが、ぜひとも役場までの便というのを考えていただきたいと思っています。

以上で私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で時光議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

(休憩 11時32分)

(再開 13時30分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問をします。

続いて、1番、水原議員の発言を許します。水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 皆さん、こんにちは。1番、水原耕一です。本日もよろしくお願ひいたします。

今回は2つほど質問させていただきます。

まず1つ目、住民主体のまちづくり・シビックプライドの醸成についてです。シビックプライドとは、都市に対する住民の誇りのことです。日本語では郷土愛といった言葉に近いかもしれませんが、自分の住んでいるまちや関わりを持っているまちが漠然とただ好きという愛着を示すだけではなく、地域の中でいろいろな関わりを持ち、まちをよくしていこうとすることを誇りに思う心、それがシビックプライドです。まちをよりよい場所にするには、どのようなことをすればよいのかを考え、何かやってみようという気持ちが働き行動すること、そういったシビックプライドのある方は熊野町の宝です。

第6次熊野町総合計画の基本構想、「ひと まち 育む 筆の都 熊野、～なんかいい ちょうどいい そう思える町を目指して～」を実行するにもシビックプライドの精神は欠かせません。住民の意識を変え、みんなで熊野町を住みよいまちにすること、これこそ持続可能なまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

シビックプライドの醸成には長い年月がかかるものですが、熊野町ではあらゆる機会を通して本町に対する誇りや愛着の醸成を図り、それらを通じて自分たちのまちを自分たちでよくしていくというシビックプライドの考え方を普及させます、と第6次熊野町総合計画の中で示されています。どのような取組で普及させていくのでしょうか、町の考えをお伺いします。

次に、2つ目の質問は自治会活動の今後の課題についてです。人口減少問題や少子高齢化、それに最近のコロナ問題とで人と人との接触、接点がなくなりつつある現代、地域の支え合いの力の低下が問題視されてきています。そんな中、自治会を解散する市町村も出てきていて、自治会の在り方自体を考え直さないといけない時期になってきてい

ます。

自治会の主な役割というのは、地域の防犯や安全対策、災害時の取組、またごみステーションの管理や地域の清掃、祭りなどのイベントの主催や町内イベントの参加による多世代とのコミュニティーづくりなどですが、思うような取組が年々できなくなっているように感じます。その主な理由はやはりコミュニケーションの希薄化が一番の原因だと思われま

す。地域福祉計画の町民意識調査の中の結果を見れば何となく分かる気がしました。年代別の調査の29歳以下の方の調査結果の近所との付き合い方の項目では、「挨拶程度でよい」との回答が65%と高い結果と、「困ったとき相談したり助け合ったりする人がいる」では2.8%と低い結果が出ており、29歳以下の方はあまり深い付き合いをしなくていいと思われている方が多いと見て取れました。しかし、住民の思いは挨拶程度ではなく、困ったとき相談したり、災害時や緊急時には支援をしたりするなど、助け合うべきとの回答をした人の割合が全体で51.6%と、半数を占めていて、29歳以下の方も37.5%と4割近い方があまり深い付き合い方はしてはいないが、近所の人との付き合いの在り方をこれから考えていかなければいけないと思われております。

しかし、どのような形で改善していけばよいか分からないという悩みもあります。自治会などの地域組織のイベントやボランティア活動に積極的に参加をしてもらうのが一番だと思われま

すが、なかなか難しいようです。イベントやボランティア活動に不参加の理由としての回答では、「仕事や家事で忙しく時間がない」や、「健康や体力に自信がない」などが多くを占めています。しかし、目を引く回答の中では、「地域での活動に関する情報がない」や、「一人で参加しにくい」など、参加してみたいがどうしていいか分からない方もおられるということが調査結果から分かってきました。また、防災の観点からも自治会は大切な組織だと全国的に認識されてきています。災害が起こったときには、周り近所の方や自治会の存在が一番頼りになるということです。しかし、若年層の自治会未加入世帯や高齢者の自治会の退会、また役員の高齢化による活動の限界が全国的に問題視されてきて、ますますコミュニケーションの希薄化が浮き彫りになってきています。

ここ熊野町の現状はどうでしょうか。また、町では自治会の未加入世帯の増加と役員の高齢化についてどう考えておられますでしょうか、お伺いします。

以上、2点、詳細な答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

〇議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

〇町長（三村） 水原議員の2つの御質問、「住民主体のまちづくり・シビックプライドの醸成について」と「自治会活動の今後の課題について」にお答えします。

近年、シビックプライドという言葉を目にする機会が多くなってきましたが、この概念は、急に表面化したものではなく、これまでも多くの方が「まち」への誇りや自負心、愛着を感じ、その気持ちをもとに行動、活動してきたものと考えております。筆文化の歴史を継承し発展を遂げてきた本町においては、まさに先人達のシビックプライドによって伝統が脈々と受け継がれ、今日に至っているものと考えています。

しかしながら、人口の減少、高齢化が進み地域コミュニティが希薄になりつつある中、町民の皆さんが熊野町に誇りと愛着を持ち、自分たちのまちを自分たちでよくしていくというシビックプライドを醸成することは、「共生のまちづくり」の推進につながり、将来像である「なんかいい ちょうどいい」と思えるまちの実現のために大変重要であると認識しております。そのため、町民の皆さんがまちづくりを「自分たちのこと」と考え行動し、地域に積極的に関わることができるような取組を推進してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、総務部長から答弁をします。

次に、2番目の「自治会活動の今後の課題」についてですが、自治会は、町民の最も身近な地域コミュニティとして非常に大切なものだと考えております。しかし、近年は加入者の減少、役員への負担増加などの課題があることは伺っております。引き続き、自治会連合会との連携を図り、ともに課題解決に取り組み、自治会の活性化を支援してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、住民生活部長から答弁をいたします。

〇議長（大瀬戸） 西村総務部長。

〇総務部長（西村） 水原議員の1番目の御質問、「住民主体のまちづくり・シビックプライドの醸成について」詳細にお答えします。

シビックプライドという概念が表に出てきた背景としては、昨今の若者層を中心とし

た人口流出や少子高齢化等による地域コミュニティの希薄化が各地で顕在化し、全国的に地域活動やまちづくりの担い手が不足していることが考えられます。こうした中、シビックプライドの醸成には、町民の皆さんが郷土愛を育み、守り、発展させていくため、自ら活動を始めることが大切であり、町民の皆さんの意識の根底に、熊野町に対する誇りと愛着が根づくような取組を推進する必要があると考えております。

具体的には、第6次総合計画の基本目標に「共生によるまちづくり」を掲げているように、町民や地域団体、NPOなどとの協働による生涯学習活動やスポーツ活動、文化芸術活動や自治会活動を推進することに加え、地域共生社会の構築による地域コミュニティの活性化などが挙げられます。

町としましては、このような目標に向けて、例えば、筆の里工房北側に整備予定の体験交流施設における町民向けのコンテンツにより、町民が主体的に活動できるような仕組みづくりを構築するなど、町民の方にシビックプライドの意識を持っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。また、職員においても、町民のこうした活動を支援し、自らも活動に参加するというような意識を持つことが重要であることから、職員の意識醸成にも取り組んでまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 水原議員の2番目の御質問、「自治会活動の今後の課題」について詳細にお答えします。

自治会活動は、行政では賄うことができにくいこと、町民自らの活動などを、「自分たちのまちは自分たちで創る」という気概をもって町民自らが行動を起こすこと、つまり住民主体の活動であることが理想であると考えています。しかし、近年の社会の状況を見ると、少子化や高齢化の進行、住民の価値観やライフスタイルの多様化などによって、地域における人と人のつながりが弱まっています。これに伴って自治会の加入率が年々減少するなど、地域コミュニティの活力低下や地域を支える人材不足は深刻化しており、これまで地域が有していた住民自治や相互扶助、また福祉、防犯、防災などの機能の低下が懸念されるところです。

このため、本町では、これまで自治会が主体的・継続的に行う活動に対する経費の助

成など、「自助」、「共助」を基調とする取組への支援等を行ってまいりました。このような取組を通じて、自治会の地域コミュニティの活性化を図り、ひいては、地域共生社会の実現につなげていきたいと考えています。

自治会が抱える未加入世帯の増加や役員の高齢化など様々な課題については、自治会連合会を通じて情報提供やアイデアの共有などを図りながら改善策を検討いただき、できるだけ支援をしていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 詳細な答弁、ありがとうございます。

まず初めに、住民主体のまちづくり・シビックプライドの醸成について質問させていただきます。約3年前の調査になりますが、令和元年と平成21年に無作為に抽出した18歳以上の熊野町の住民2,500人に、町民のまちづくりに対する意向を把握し計画に反映することを目的とした住民意識調査を実施しています。回収率は、令和元年45.6%、平成21年45.9%でした。

調査の内容は、1、熊野町の愛着度、2、熊野町への定住意向、3、施策の満足度、4、施策の重要度、5、防災・減災の分野で力を入れるべき点、6、地域活動やボランティア活動、協働のまちづくりに参加したいか、7、熊野町の活性化に必要だと思うこと、8、人口減少対策として若い人を呼び込むために重要だと思う対策と8項目挙げられています。これらの調査結果を踏まえて、町はどのように分析をし、どのような結論を出しましたでしょうか、お伺いします。

その中で、まず熊野町の愛着度の調査で、「愛着がある」が38.7%で最も高く、次いで「やや愛着がある」が33.7%で、合わせると7割近くの方が熊野町に愛着を感じています。また、熊野町への定住意向調査では、「住み続けたい」が49.6%、「当分は住みたい」が24.1%で、こちらも合わせると7割の方が住みたいという結果が出ています。これらの理由というのは何だと分析されていますでしょうか。また、定住促進のためにはどのような施策に力を入れていかないといけないとお思いでしょうか、お伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~  
○政策企画課長（須賀） 令和元年に実施しました住民意識調査については、アンケート結果から浮き彫りとなった課題をもとに、その後の住民ワークショップなどを経て、総合計画に反映させております。

議員御指摘のアンケート結果のうち、まず愛着度につきましては、アンケートをした7割近くの方が熊野町に愛着を感じているとのことで、前回の調査でも同様に7割近くとなっていることを踏まえると、本町に愛着を持たれている方が一定数おられるというふうに感じております。

次に、定住意向につきましては7割近くの方が熊野町に住みたいとのことですが、その理由を確認しますと、「持ち家だから」が74.6%、「家族、知人がいるなど縁があるから」が41.9%、「買い物などの日常生活が便利だから」が23.6%、「地域での人間関係がよいから」が21.8%となっております。

「持ち家だから」という理由が7割を超えていますが、「家族、知人との縁があるから」や「地域での人間関係がよいから」が理由として挙げられていることから、地域のコミュニティが形成されていることも定住意向に影響するものであると感じております。

定住促進の視点では、現在、熊野町に住んでおられる方には引き続き住んでいただき、町外におられる方には熊野町を選んで住んでいただきたいと考えております。そのためには各種の施策を講じ、住みやすさの向上を図ったり、本町の魅力を高める必要があると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~  
○1番（水原） ありがとうございます。

豊かな自然が残り、近隣都市圏のアクセスの便利さで、「なんかいい、ちょうどいい」と思っているのかもしれない。いずれにしても7割の方が愛着を感じてくれていることはありがたいです。引き続き調査、研究のほうをよろしくお願いします。

次に、熊野町の施策に対する満足度の調査ですが、その中に住民と行政の協働のまち

づくりの施策の満足度の項目があります。「満足している」と思っている方が4.6%で、「やや満足している」が14.9%、合わせると19.5%です。次に、施策の重要度で、住民の方が重要視している項目の中の住民と行政の協働のまちづくりについての結果ですが、「重要」と思われている割合が29.8%、「やや重要」が33.6%で、合わせると63.4%です。この結果、住民の方は行政との協働でまちづくりをしていくことは重要と考えているようですが、しかし、今の施策に対しては満足していないということが調査結果から見て取れます。これは住民の方は行政と一緒にまちづくりをしていきたいが、行政の施策に不満を感じているということではないでしょうか。住民と行政の協働のまちづくりに対してどのような施策を住民が求めているとお思いでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 住民と行政の協働のまちづくりの施策の満足度について、「やや満足している」を合わせても議員御指摘のとおり19.5%と、確かに満足度が低い状況となっておりますが、「どちらともいえない」というのが67.2%を占めており、満足か不満足か分からない、施策に対して無関心であるといった状況だと言えます。しかしながら、施策の重要度が63.4%ということで、施策の重要性はある程度理解されている状況と考えられるため、「どちらともいえない」と回答された無関心の方への取組が必要だと感じております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 確かに住民の方もどういった施策が重要なのか分からない可能性もあります。やはり住民の方が自ら考えて実行していく環境づくりが大切だと思います。こちらのほうも調査研究のほうをよろしく願いいたします。

次に、「地域活動やボランティア活動、協働のまちづくりに参加したいか」の調査では、「参加したい」が14%、「現在参加している」が11.5%、合わせると25.5%です。もう少し興味を持ってもらいたいのですが、ここで問題なことは今の数字で

はなく、10年前、平成21年の住民意識調査の同じ項目では、「参加したい」が23.8%、「現在参加している」が13.6%で、合わせると37.4%でした。10年前の調査からいずれも減少しているということです。この状況をどう感じ、どう改善していこうとお思いでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~〇~~~~~

○政策企画課長（須賀） 住民協働への意識が10年前と比較して低下しているとのことですが、その要因としては、若者層を中心とした人口流出、少子高齢化による地域コミュニティの衰退などにより地域活動やボランティア活動に対する関心が希薄化していることが影響しているものと感じております。コロナ禍によりさらに加速していると思われませんが、地域活動やボランティア活動は継続できることが大切になってくると思いますので、町民の皆さんが気軽に参加できるような、ちょっとした活動や自ら活動を始められるような仕組みを検討することが必要と考えております。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~〇~~~~~

○1番（水原） おっしゃるとおり、このコロナ禍により、令和元年の調査よりさらに住民の方の意識が低下していると考えられます。これは最も重要な項目であります。引き続き調査研究をよろしくお願いします。

シビックプライドの醸成は、これからの移住定住に対してとても重要であると考えております。調査項目の1つである「熊野町の活性化に必要だと思うことは」の回答でも、「熊野町に定住する人が増えること」の回答が58.3%と最も高い数値が出ています。もっと便利になり住みよくなる施策を考えることも大切です。しかし、移住定住についてはやはりそれだけではないように感じます。長く住むには人と人とのつながりが欠かせません。それには楽しいと思える時間をみんなでつくり、住人自ら考え、まちおこしに参加する人を増やし、人と人とのつながりに感謝し、誇りに思える空間が大切だと思います。こういう取組を民間の方をお願いして、まちおこしになることを考え、実行していく部署・課をつくっている市町村もあります。どう思われますでしょうか。

○1番（水原） 引き続き、よろしくお願いいたします。

ワークショップの机の上の議論だけではなく、まちの中を歩きながらのワークショップも取り入れてはどうかと思います。新たな発見があるのではないかと思います。どう思われますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 町の中を歩きながらなどの体験型のワークショップにつきましては、町の魅力などを再発見していただく機会にもなりますので、内容に応じてワークショップの開催方法についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

ぜひ実行に向け、検討のほうをよろしくお願いいたします。

次に、パブリックコメント、住民の方に広く町の施策を公表し、意見を出してもらう取組の実施ですが、今まで何回、どのような案件を出されましたでしょうか。また、その中で貴重な意見はありましたでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） パブリックコメントにつきましては、令和2年10月に実施要項を制定し、全町的に影響がある施策や計画を対象に実施をしております。これまでに第6次熊野町総合計画、熊野町都市計画マスタープラン、熊野町地域福祉計画など7件のパブリックコメントを実施しました。都市計画マスタープランにおきましては1件意見がございましたが、そのほかにつきましては意見はございませんでした。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。



~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ほとんどのパブリックコメントに意見が提出がなかったみたいですが、これは少し問題があるように思います。内容を把握して、「これなら大丈夫、意見はありません」のゼロならいいのですが、「パブリックコメントをやっていることを知らなかった」という方や、「興味がありません」のでゼロなら、広報の仕方に問題があるように感じます。今どのような広報でお知らせしていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） パブリックコメントの周知方法は、町ホームページへの掲載、広報熊野への掲載に加え、計画策定担当課での資料の閲覧、また役場庁舎、町民会館、東防災交流センター、西防災交流センターに意見提出箱の設置をしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） いろいろとやられているようですが、まだまだあまり知れ渡っていないようです。広報紙のお知らせを確認しましたが、あまり興味が湧く内容ではないように感じました。住民の方にどれだけ関わりがあるかを示して、「町ではこの案件に対してこのようにしようと思っています。興味のある方はぜひ目を通して意見をください」みたいな住民の方と一緒に考える場をつくる、住民に届く、受け取るころまで考えていかないと、パブリックコメントの意味がないように思います。シビックプライドの考え方を普及させるためにも、パブリックコメントの周知方法の改善が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） パブリックコメントは、町民からの意見、提案を町の施策の参考とするための仕組みであり、できるだけ町民の声を全て吸い上げるといったことは必要であると考えています。現在、パブリックコメントに至るまでには各種計画づくりの

過程で公募型の委員を選任するとか、先ほどもありましたが、ワークショップという形で町民の皆さんの意見を反映させるなど、ある程度計画等を調整させていただいた後に、それをもとにパブリックコメントで意見をいただくという手順を行っています。全国的にも意見提出が低調傾向にあるようで、多くの市町で苦勞しているものと思われま

す。議員御指摘のとおり、住民の意識がパブリックコメントに向いてくれるような周知方法として、多くの方が利用しておりますラインによるプッシュ型のお知らせを行うなど、分かりやすさ、目につきやすさを意識した工夫を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

ラインによる周知方法は大変いい案だと思います。住民の方の興味を引くような周知方法を調査研究してってください。

次に、シビックプライドを持って活動している方や団体の方がいます。そういう方からコミュニティーを豊かに楽しくするアイデアを募ったらどうでしょうか。住民の方、地域団体、企業からアイデアを出してもらい、プロポーザル方式にして、通過したアイデアに対して実施のための支援金や専門家のアドバイスを提供するなどをする事業、そういうことができれば楽しいのではないのでしょうか。

調査項目の1つである「人口減少対策として若い人を呼び込むために重要だと思う対策は」で、「若者の正規雇用の拡大など安定的な雇用の創出」が54.7%と一番多く出ています。若者たちが考え、活動してもらおう機会をつくる、そして起業してもらおう、そうすればその先で雇用を生むこともできるのではないのでしょうか。町の活性化になると思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） すみません、冒頭で答弁をさせていただいたんですけども、これから筆の里工房北側のほうへ体験交流施設を整備する予定でございます。この交流施設では、単なる体験メニューにとどまらず、本町の地域特性を生かした文化芸術活動、ある

いは創作活動、そういったものを展開し、それをもととして、まずは町民に利用していただき、そこで熊野町の文化価値や魅力を発見、再発見をしていただき、それを高めて町内外の人々に発信していける、そういった人を育み、あるいはそういった創作活動を通じて収入を得る、または活動から自ら起業につなげる、そのような人を育む場となればと考えております。こうした施設整備を含めて中長期的な視点に立った取組を進めて人を育みまして、活性化を図ればというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

体験交流施設を整備し、熊野町の魅力を高めて発信することは大変意味のあるものだと思います。こういった取組を通して住民がまちづくりに対して興味を持ち、熊野町を盛り上げてくれる方や団体が増えてくれることを望みます。その先に補助金などを出す取組も考えていただきたいので、よろしく願いいたします。

シビックプライドの醸成は、住民一人一人の意識の問題だと思います。まず熊野町が好きであることが一番です。好きであるからこそ大切にしたい気持ちが芽生えます。大切にしたいからこそ町のために何かできないかと考えます。自分がやりたいことが熊野町のためになるかもしれません。そういった考えを持ってくれる住民の方が増えてくれる施策をこれからも考え、実行し、住民主体のまちづくりがさらに加速することを願い、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続いて、自治会活動の今後の課題について質問させていただきます。

先ほども申しましたように、今、全国的に自治会の解散が増えてきている状況が続いています。主な理由は、SNSの普及で若年層の加入離れと役員の高齢化が原因だと言われています。加入率の全国平均は約70%と言っていますが、本町の自治会加入率は何%でしょうか。また、未加入世帯の年齢層を把握していますでしょうか、お伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 自治会の加入率の把握は、全世帯数に対する自治会加入者で町広報の配布世帯の数で割合を出しております。令和4年4月現在で78%、5年前の平成29年の4月が79%で、横ばい状態ではありますが、10年前、平成24年の4月、このときは83%でした。減少傾向にあるとは言えると思います。年齢層については把握しておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

自治会未加入者の年齢層については、他の自治体の調査結果などによりますと、20代、30代がやはり多く、住居形態ではマンション等の集合住宅にお住まいの方が多いと出ています。

そこで、周知方法を考えていかなければなりません。町では自治会加入の周知方法は今どのような形でされていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 本町では、転入されるときに自治会の活動の内容及び自治会長の連絡先を記載したチラシを配布しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） これチラシの内容にも工夫が必要だと思いますので、引き続き興味を湧くチラシづくりのほうをお願いいたします。

次に、先ほど申しました地域福祉計画の住民意識調査による自治会などの地域組織の活動に参加していない理由の中に、「参加するきっかけがない」、「行事や活動に関する情報がない」、「一人では参加しにくい」や「参加方法が分からない」などが挙げられています。これは横のつながり次第で改善できそうです。この回答を見てどう感じて

いますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 各自治会では、回覧板とか掲示板で周知されているようです。若い世代の人たちは、一昔前のような御近所付き合いというのがなかなかできていない状況かと思われまます。また、お仕事の関係とかで平日の日中は留守にされていて、回覧板等も郵便受けでのやり取りということは、お隣同士でもそんなにしゃべることがないというような状況も考えられます。

地域での横のつながりというのはやはり自治会での行事とか子供会での活動、PTA活動などがあると思われまますが、これらも近年のコロナ禍でますます希薄なものになっているというふうに感じております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） コミュニケーションの希薄化を防ぐにはやはり自治会活動の役割が欠かせないように感じまます。しかし、住民の方から自治会加入のメリットがないとの意見が出てきています。町が考える自治会加入のメリットは何だとお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） やはり一番は人と人とのつながりかと思いまます。最近では情報化社会でもあり、困りごと相談ということもすることがなく、買い物につきましても24時間営業されているところもあって、そんなに困ることがない。よく遠くの親戚より近くの他人という言葉が昔はありましたけど、最近はやっと違ってきたものになっているかというふうに思いまます。

しかし、例えば災害時にはやはり近所の声かけ等が避難では重要であることから、ふだんからのコミュニケーションの大切さについて御理解いただき、自治会への加入活動への参加を積極的にしていただきたいと思いまます。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 水原議員。

〇1番（水原） 私が思う自治会加入のメリットは、先ほどの答弁にもありましたように、災害時に助け合いがスムーズに行えることだと思っております。自治会に加入し、イベントやボランティア活動に参加することで、顔なじみになり、いざというときに孤立することなく避難や活動ができる。そこが一番だと思いました。それらを含め、メリットがしっかりと住民に届いていないと加入世帯は増えていきません。住民の方に、加入の意味が感じられる新たな組織団体と思ってもらえる周知方法が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 熊野課長。

〇生活環境課長（熊野） 各自治会では、回覧板、掲示板、集会所でのイベントなどの掲示、様々な工夫をされていると思います。自治会活動のメリットをPRするパンフレットの作成などについて、自治会連合会と相談しながら考えていきたいと思っております。その中には、議員御指摘のとおり、災害時の助け合いの重要性、このことについても入れるべきだというふうに思います。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 水原議員。

〇1番（水原） ありがとうございます。

自治会活動のメリットをPRするパンフレットができましたら、ぜひ本町への転入手続の際、配布していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

自治会活動の具体的な課題として挙げられるのは、例えば順番に回ってくる班長制による役割の負担や、役員、会員の高齢化、子育てや仕事をしながらの参加や手伝い、役員のなり手不足、行事の参加者がいつも一緒の方で、横のつながりが広がっていかないなどがあると思います。その中でもまず自治会班長制についてですが、高齢化が進むと

月1回の広報紙の配布や会費、寄附金の徴収などはこれからの課題だと思っています。今でもひとり暮らしの高齢者の方は随分と苦勞されております。広報紙の配布を郵送にすることはできないでしょうか。また、今からペーパーレスの時代になってきます。ネットで見ることができます。ネット会員などを募り、広報紙を配らなくてもいい人を増やす取組はできないでしょうか。そうすれば班長さんの負担軽減と紙、インクの削減や資源ごみの減量につながります。どう思われますでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 須賀課長。

〇政策企画課長（須賀） 現在、広報紙は自治会のほうに広報紙等配布交付金を交付しまして、自治会加入世帯に配布していただいております。また、町内の病院や福祉施設、金融機関などに設置の協力をいただいているほか、町ホームページやスマートフォンアプリでも見ていただくことができ、この8月からは町公式ラインでもお知らせをしているところでございます。

様々な配布方法の中でも自治会による配布が中心となっており、御高齢の方に配布作業で御負担をおかけすることもございますが、一方で地域のつながりやコミュニケーションに寄与している側面もあるのが現状の状況となっております。他の自治体では新聞折り込みや委託による全戸配布を行っているところもあることから、自治会連合会とも協議しながら、広報紙の配布方法を検討してまいりたいと考えております。

また、ペーパーレスの時代は近い将来必ずやってくると思われれます。某携帯会社のデータになりますが、令和2年度のスマートフォンの保有率、これは79.7%で、世代別で見ると、13歳から59歳は90%以上、20歳から49歳では100%以上、60歳から69歳も約80%の人が保有しているとの調査結果もございます。こうした状況も踏まえ、デジタル上で広報紙を閲覧する方が大半を占める状況になれば、将来的には広報紙の印刷部数も減らすことが可能となりますので、紙、インクの削減や資源ごみの減量にもつながると考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 水原議員。

○1番（水原） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討してください。よろしく願
いします。

次に、町内一斉清掃の川掃除も考えていけないときに来ていると思います。
年々暑さが異常になってきている中、高齢者の参加は危険です。今年も中止になりまし
たが、本来なら9月4日に行うはずでした。9月初旬の暑さというのはまだまだ大変な
ものです。朝8時の気温というものが30度近くになることも普通になってきています。
10月の終わりか11月にずらして、涼しくなってからやるか、これ廃止を含め考え直
していく時期になっているのではないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~  
○生活環境課長（熊野） 町内一斉清掃は、熊野町公衆衛生推進協議会が主催して実施し
ている事業です。議員御指摘のとおり、9月初旬でも熱中症を危惧する状況となってい
ます。町といたしましては、開催時期も含め町内一斉清掃の在り方について、公衆衛生
推進協議会に御審議をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~  
○1番（水原） 先月の中国新聞の記事に、広島市は地域活動に積極的な事業所を広島型
地域貢献企業として認定する制度を始めたとありました。認定されれば市のホームペー
ジで紹介し、企業のイメージ向上を図りつつ、従業員が地域ボランティアに参加しやす
い職場づくりを後押しするとあります。ほかにもいろいろ優遇措置があるそうですが、
熊野町も考えてみてはどうでしょうか。町内一斉清掃や災害時のボランティア活動など
を協力していただければ、自治会活動の課題に新たな方向性を見出せるのではないでし
ょうか。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~  
○生活環境課長（熊野） 広島市の広島型地域貢献企業認定制度は、地域貢献活動に積極

的な企業を認定するもので、その企業や従業員が地域貢献活動を支援するものでございます。この制度の導入により、地域貢献に対する企業の理解が進み、従業員が地域における自治活動や地域課題の解決に関するボランティア活動に参加しやすい環境が整備されるものではないかと思われまます。今後制度の研究をしてまいりたいと考えます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

こちらのほうも大変いいアイデアだと思いますので、ぜひ前向きな検討のほうをよろしく願いいたします。

今回、自治会活動の今後の課題について質問させていただきましたが、町のほうでできることは限られていると思います。しかし、自治会の解散が現実に行き始めている状況を目の当たりにすると、自治会の在り方自体を考え直さないといけない時期に来ていると思います。少子高齢化と人口減少問題、若年層の自治会未加入世帯と高齢者の自治会退会など、存続に対しての課題はたくさん出てきています。

初めに申しましたが、自治会の主な解散理由がSNSの普及と役員の高齢化が原因だと分析されている他の自治体があります。このことが全てではないですが、やはり最近の傾向を見ても納得する面もあると思います。しかし、逆に高齢者の負担軽減にはSNSによる情報配信が新たな取組になってくると思います。他の市町村のよりよいアイデアなどを取り入れ、若い世代の方には新たな自治会加入のメリットを発信し、自治会活動の充実を図っていただければと思いますので、よろしく願いします。

以上で私からの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で水原議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時35分とします。

（休憩 14時21分）

（再開 14時35分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、8番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 8番、沖田でございます。

私からは2点について質問をさせていただきます。

1点目に、町内一斉清掃についてですが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、令和2年度から中止になっておりますが、熊野町公衆衛生推進協議会が主催されているため、規模を縮小して自治会ごとに実施されているところもあると伺っております。河川清掃については、堆積土砂の浚渫などが実施されないと、年々土砂が増加し、草木が生い茂るため、豪雨時には氾濫の危険性が高まることを恐れ、近隣住民は一斉清掃中止に不安を感じて過ごされています。中止の期間、町として対応策を講じているのか、また今後の取組についてお伺いいたします。

2点目に、災害弱者への取組についてですが、2011年の東日本大震災では、避難の呼びかけが聞こえない、聞こえても目が見えない人や足が不自由な人が自力では逃げられないなど、命を落とした障害者が多く、死亡率は住民全体と比べて約2倍に上ったとのデータがあります。命を守ることができても、避難所では目が見えず、重要な張り紙情報があることすら分からない。アナウンスが聞こえず、食料などの配給が受けられないといった不便を強いられていました。震災後の9月議会において、障害者への情報伝達について質問をさせていただきましたが、事前に登録された方への防災メールの送信を早急に実施するよう検討しているとの御答弁でした。しかしながら、7年後の平成30年7月豪雨災害時には実施されていなかったことが非常に残念でした。

本年5月、超党派の議員連盟が障害者団体と意見交換を重ねながら法案をまとめ成立した障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法では、地域に関わらず等しく情報取得などができるようにすることや、障害者でない人と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにするなど、これにのっとった施策を策定、実施することを国や自治体の責務と明記されています。そこで、現在の熊野町の障害者への情報伝達の取組について、お伺いいたします。

同じく、震災後、福祉避難所の設置を要望し、1年後の平成24年8月には町内4か所の施設を福祉避難所と指定していただき、平成25年には町内の施設と町職員による合同訓練も行われていました。災害時、町内の施設には福祉避難所としてすぐに開所し

ていただいたほうがよいのではないかと質問いたしました。一時避難所で受け入れてから、必要な方に福祉避難所へ移動していただくとの御答弁でした。平成30年7月豪雨災害時には混乱を来し、職員の皆様も大変な思いをされたのではないかと思います。十分に対応できていたとは言えなかったのではないのでしょうか。その後、4年が経過し、現在の福祉避難所の現状と課題について、お伺いいたします。

次に、令和3年5月に改正災害対策基本法が施行され、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が改定されました。この改定では、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となっています。そこで、熊野町の個別避難計画の取組について、お伺いいたします。

以上、2点について詳細な答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 沖田議員の2つの御質問、「町内一斉清掃について」と「災害弱者への取組について」、お答えします。

まず、1番目の「町内一斉清掃」についてですが、町内一斉清掃につきましては、これまでにも議員や住民の方々から様々な御意見をいただいているところです。残念ながら、新型コロナウイルスのため本年も中止となりましたが、来年度以降の一斉清掃につきましては、実施主体である熊野町公衆衛生推進協議会で地域の事情を考慮しながら御協議を行っていただきたいと考えております。

次に、2番目の「災害弱者への取り組み」についてですが、近年の激甚化する災害において、高齢者や障害者などの災害弱者が逃げ遅れなどにより犠牲になる割合が高いことが指摘されております。そのため、本町では、平成30年7月豪雨の経験を踏まえ、熊野町防災・減災まちづくり条例の制定や災害による逃げ遅れの死亡者ゼロを目標に、防災・減災まちづくり会議等を実施して、災害に強いまちづくりを進めているところです。

詳細につきましては、住民生活部長から答弁いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 沖田議員の2つの御質問、「町内一斉清掃について」と「災害弱者への取組について」に詳細にお答えします。

まず、1点目の町内一斉清掃についてですが、町内一斉清掃は熊野町公衆衛生推進協議会が主催されている事業で、平成14年度から、それまでの「川掃除」と称していた河川主体の清掃から、清掃場所を各自治会の地域性と独自性に任せて決める、河川清掃に限定しない「地区清掃」に変更されております。そのため、従来どおり河川清掃を中心に行う自治会と、公共の道路・水路などの清掃を行う自治会に分かれて継続されてきましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策のため、3年連続で中止が決定されています。

これまでも、河川・のり面での作業は危険であるとか、高齢者しかいないので困難とか、作業場所に不公平感があるなどの意見も寄せられ、自治会長による会議などで御協議をいただけてきました。その中で、危険な作業をしない、急なのり面や水流の多い河川の中洲での作業はしないことなどが申し合わされ、清掃場所は従来どおり自治会で判断されていると伺っております。

議員御質問の町内一斉清掃に対する来年度以降の取組につきましては、町内一斉清掃は町内美化や地域のコミュニティーづくりに寄与していることから、公衛協において地域の実情などを考慮した上で、実施時期、実施方法などを御審議いただきたいと考えています。

次に、2番目の御質問、「災害弱者への取り組み」の1点目、「障害者への情報伝達について」ですが、平成30年度から令和2年度にかけて実施いたしました防災行政無線デジタル化実施事業の中で多様な情報伝達方法を整備いたしました。このときに新たに追加したものは、スマートフォンなどで利用のできる「防災アプリ、避難所へGO」、「登録制防災メール」、「ライン」及び、役場への事前登録をすることで利用のできるものとして、御家庭などの電話に情報が届く「自動音声電話サービス」、「防災情報FAXサービス」があります。さらに、町内放送の聞き直しができる「防災無線再放送ダイヤル」を4回線から8回線に増設して、つながらない状況の改善をしました。

また、デジタル化前に御自宅内で町内放送を聞くことのできた「戸別受信機」は、デジタル化により新しい機器に買い替えが必要となりましたが、お求めやすい価格で提供をして普及に取り組んでいるところです。

これらの中では、避難情報発令時に自宅の電話機にかかってくる「自動音声電話サー

ビス」や「防災情報FAXサービス」は高齢者の方に、同じく「防災情報FAXサービス」やメールなどは聴覚障害のある方などに確実に避難情報を届けることができる有効な伝達方法であると考えています。

次に、2点目の「福祉避難所の現状と課題」についてですが、福祉避難所の開設については、町民会館内の中央防災交流センターに早めの避難ができるよう、警戒レベル3の「高齢者等避難」から指定避難所と同時に開設しています。また、町の福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者の方については、町内の社会福祉施設3事業所と協定を締結し、緊急時の一時入所等による対応も整えています。

福祉避難所の運営については、保健師等の専門職で構成する福祉避難所運営班が担当することとし、指定避難所の受付後、保健師等が避難者の身体や介護状況などから福祉避難所の対象者を決定しています。また、多様な要配慮者の方に対応できるよう、介護用電動ベッド、簡易トイレ、パーテーションなどの備品を備えています。

次に、福祉避難所の課題としましては、限られた専門職等で対応していますので、福祉避難所への避難者が増えた場合や避難が長期化した場合など、対応人員の確保や通常業務への影響が考えられます。

3点目の「個別避難計画」については、令和3年5月20日に改正災害対策基本法が施行されたことにより、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改訂されました。この改訂では、個別避難計画の作成が町の努力義務とされたことから、現在、防災安全課と高齢者支援課などを中心に、地域と一緒に個別避難計画の作成を進めているところです。これまでも毎年、避難行動要支援者名簿を作成しており、平成31年3月には「避難行動要支援者名簿マニュアル」を作成し、海田警察署、安芸消防署及び協定を締結している民生委員、自治会などに情報提供を行っています。しかし、実際には、このうちのごく一部の方にしか個別避難計画の作成ができていません。

このような状況を改善するため、昨年度、新宮・初神地区を対象に地元関係者への説明会を開催し、今年度の初めには、自主防災組織の御協力もいただき、新宮地区の一部の団地内の実態把握を行った結果が報告されています。また、先日、新宮・初神地区への2回目の説明会を開催し、地域の方々の御協力をいただきながら個別避難計画の作成に着手しています。

個別避難計画は、支援される側と支援する側の両方の同意と理解、さらには地域の方との情報の共有が必要となります。そのためには、地域コミュニティーの醸成が必要不

可欠となります。また、災害弱者を含め、住民の避難には呼びかけ避難が有効と言われており、呼びかけ避難も地域コミュニティーなくしては実現が不可能であると言われていいます。今後も引き続き、地域コミュニティーの醸成を支援し、個別避難計画が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 詳細な答弁、ありがとうございました。

町内一斉清掃についてですが、御答弁の中にありませんでしたので、改めてお聞きしますが、中止の期間に町として何か対応策を講じているのかをお伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） これといった対応策は用意はしておりません。今年度でいいますと、各自治会での自主的なといいますか、地域清掃を行っていただきまして、それに対しての物品を出したりしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） この町内一斉清掃については、過去に何度も議員から質問され、そのたびに公衆衛生推進協議会の主催であるため清掃場所は自治会で判断するとの御答弁が繰り返されております。また、10年以上変わらず、今後の取組については協議を行っていくとの御答弁です。町民の安心と安全のため、町として真剣に考えていらっしゃるのか疑問に思います。先ほども中止の期間、町としては何の対策も講じていないということでしたが、河川の近隣住民は大変不安に感じていらっしゃるということも申し上げました。

県管理の河川である二河川、熊野川、平谷川について、以前の御答弁では河川断面の20%以上を堆積土砂が阻害したら浚渫を実施するとのことでしたが、令和元年度から

令和3年度までの実施状況をお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 安宅建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（安宅） 県では、県管理河川におきまして5か年計画といたしまして、河川内の堆積土等除去計画に基づきまして、先ほど申し上げられましたとおり、堆積土による河川断面の阻害率がおおむね20%を超えるような箇所を解消するという目標で浚渫のほうを実施を行っております。県管理河川における過去3か年の実績でございますけれども、令和元年度には3か所、熊野川と二河川、令和2年度には二河川、熊野川の3か所、令和3年度においても二河川、熊野川で3か所を実施をされております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） それでは、町管理の河川についても堆積土砂の浚渫について、令和3年度には三谷川のほか8河川について実施されているとのことですが、詳細な説明と、令和4年度に予定されている浚渫工事についてお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 安宅次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（安宅） 町管理の河川におきましても、近年の豪雨災害等を受けまして河川浚渫のほうを実施しております。

まず、3年間の実績のところでございますが、令和元年度には、これは平成30年度の災害復旧事業で土石流等で河川が埋塞した箇所がかなりございましたので、こちらを中心にさせていただいております。令和2年におきましては、浚渫箇所としまして三谷川と道上川、それから令和3年度におきましては石風呂川と道上川で行っております。すみません、失礼しました。令和元年度につきましては三谷川と道上川、令和2年におきましては石風呂川と道上川、令和3年度におきましては10か所の町の河川を実施をしております。

令和4年度の計画でございますけれども、当初計画を持ちながらやっておるところで

ございますけども、やはり令和3年も7月豪雨等もございまして、町の河川はかなり急な河川もございまして、堆積する箇所がいろいろ変わってまいりますので、なかなかどこをとというのが難しいところでございます。現地を見て、緊急性の高いところから順次実施するというところで、積極的に除去を行っているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 今年度については、まだ具体的に計画はされていないということでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 安宅次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（安宅） もう既に行っているところもございまして。今後、また秋口、台風等の様子も踏まえまして、緊急性の高いところを現地確認いたしまして実施をするということで、今のところ具体的には計画をしておりませんで、秋口以降に現地を見て対応したいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） よろしくお願いたします。

今後の取組についてなんですけれども、先ほど水原議員からもありましたが、町内一斉清掃は毎年9月の第1日曜日となっておりますが、近年の猛暑を考慮し、実施時期を見直すべきではないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） それは水原議員のときにも申しましたとおり、実施時期、それからやり方についても考えるべき時期に来ていると私たちも思っております。それにつ



いて公衛協のほうでまた御審議いただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 町民からは、「清掃の最中に熱中症で救急搬送された場合には、町が責任を取ってくれるのか」といった声も伺っております。多くの町民は町内一斉清掃と聞いて、公衛協が主催しているとは理解されておられません。町が主催していると思われています。公衛協の構成員は自治会長と女性会の役員ですが、一斉清掃の判断については自治会長が行っています。しかしながら、自治会長は行政協力員であり、責任を負わせることはできないと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 町内一斉清掃につきましては、先ほど申しましたように公衆衛生推進協議会が主催しております。その中で、傷害保険等に入っておりますので、一斉清掃の中でけが等をされた場合には傷害保険のほうで対応をさせていただくというふうを考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） けがとかということではなくて、これはっきり町民の方からお聞きしたんですけども、「もしも熱中症で亡くなったりした場合に、町が責任を取ってくれるのか」といった声が出ているのです。先ほどから同じ答弁の繰り返しなんですけど、町内一斉清掃は町の主催ではないと。公衛協が主催しているということで、協議をしていただくとか、審議をしていただくとかいったような逃げ口上に聞こえてしまいます。こういった町民の声に対して町としてどのように考えていらっしゃるのか、町長にお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） こういった町内のイベント的なものなんですけども、今回、町内一斉清掃というのはボランティアとして町民の方に御参加いただいているということがございます。やっぱりボランティアについてもやっぱり限界というものがあろうかと思えます。そういった方が一熱中症等で亡くなられた方がおられたとしても、やっぱりボランティアの範囲内でしか町としては対応が難しいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） すみません、そういったことじゃないんですよね。何度も言いますが、参加される町民の方が、「一斉清掃の河川清掃の最中に熱中症で倒れて救急搬送されてもしも亡くなられた場合には、責任を取っていただけるのか」といった声が出てるといことです。それに対して、町が主催でないんだから、公衛協である自治会長さんに責任を取っていただくのかどうなのか。それは行政協力員に対してできないのではないかとといったことをお聞きしてます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 御質問内容は分かります。まず、一斉清掃については、やっぱり実施主体は熊野町公衆衛生推進協議会でございますが、そういった緊急事態が発生した場合の責任の取り方についてこの団体に責任を負わせることは酷であります。最終的には町が負うものと考えております。そういった事態が起きないように我々も努力しますが、まず時期の問題も今から協議という回答でございましたが、やはり夏のあの時期に草が一番生えるんですね。筆まつりを控えておりますので、川に限らず、町内をきれいにしよう。このところ筆まつりも実施されておられませんので、そういった事態は起こっておりませんが、そういった意味で、時期については草が一番生える9月の初めと、中旬までということにしております。

これもかつて協議したんですが、やはり時期をずらすと町内行事が控えておりますか

ら、そういった意味でも難しい。筆まつりを控えての清掃ということで、そういった意味も含めてこの時期に今のところなっているということでございます。

いろいろ御批判はあろうかと思いますが、やはり一斉清掃を希望される各自治会も多いんで、反対ばかりではございません。これは何度も申し上げていますが、強制ではなく、川に入ることが難しいのであれば、道路の草刈りでも結構ですよ。側溝の土砂を上げていただく、そういったことでも協力していただければと考えております。熱中症等については十分対策を講じながら、私としては町内一斉清掃を継続していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

熊野町では町が主催の清掃活動は行われておりませんが、府中町や海田町では、町内一斉清掃は6月に、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンとして行っています。また、府中町では、府中大川と榎川の河岸清掃を公衛協及び企業、団体の参加により実施されています。今年度は堆積土砂が多く、高水敷まで河道が上がり、歩くスペースが限られていたため、環境課及び下水道課の職員のみで行われたそうです。道路や水路の清掃については町内会ごとに行われているそうです。また、海田町についても、河川清掃については瀬野川の河川敷のごみ拾いなどを行われており、坂町においては、海岸清掃、町内の海岸一斉清掃というものを行われております。それとはまた別に、総頭川の清掃を住民福祉協議会が行われているとのことでした。

熊野町においても熊野町主催の町民が安心して行うことのできる道路のごみ拾いや水路の清掃と河川清掃については、別に行うことが適切なのではないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 確かに近隣の安芸区3町の中ではそういった形で、環境団体もしくは町のほうが主催していろんな行事をされております。そういったこともありますけども、町としましては、町内美化につきましては公衛協のほうがされておりますので、

今のところ新しく町で主催して、そういった空き缶散乱ごみ追放キャンペーンとかいうものを考えているわけではございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ぜひ町主催の清掃も考えていただきたいと思うんですけれども、県管理の河川については業者で対応するべきではないかとの声も多くいただいております。堆積土砂が少なく、水流の少ない町管理の河川のごみ拾いであれば、多くの町民が協力してくださるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 確かによその市町村ではそういった形でされてるところもあると思います。今後、そういった住民が直接されるのか、もしくは工事業者さんに頼むのかということも含めて、検討してまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） よろしくお願いたします。

熊野町では、あくまでも主催は公衛協というふうに御答弁されるんですけれども、近隣市町では、海田町にしても坂町にしても。府中町にしてもそうなんですけれども、町と公衛協の共同主催で実施されております。熊野町においても共同主催にするのか、または町主催の道路や水路の清掃と公衛協主催の河川清掃に分けて実施するのか、見直す時期が来ていると思います。

実施時期については近隣市町に多い春が適切ではないかと考えますが、先ほど町長の御答弁にもございましたように、熊野町は筆まつりを控えておりますので9月に実施をしているとのことでした。しかしながら、年に1回でないといけないということはないと思いますし、府中町では町内一斉清掃は年に2回、それとは別に河川清掃、海田町で

も町内一斉清掃と河川清掃と年に2回されております。また、町内会でされる水路や道路のごみ拾いなどはまた別にされているとのことでした。その点についてはいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） もう少し近隣市町の状況を確認したいんですが、それだけの回数をやると、はっきり申し上げて2週間に1回は清掃に参加するということになります、恐らくこれで果たして住民からの納得をしてもらえるかどうか。今言われた具体例の海田、府中なんですね、どれだけの人が参加しとるんか。そんなに毎週毎週、毎週って、4回も5回も時期にやるというのは、恐らく他の行事が入ってきますから、毎週になると思うんですが、それで本当に住民からの苦情が出ないのか。そこら辺も調べて、調査してみたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 毎週行うということは無理だと思いますけれども、実施については今現在年に1回ですので、せめて年に2回。筆まつりの前にということであれば、春に一度やっておけば少しは違うのではないかなと思います。

また、自分たちのまちは自分たちできれいにするというシビックプライドの醸成にもつながる清掃活動は重要な取組であり、コミュニティーを確立する上でも防災上必要な取組です。近隣市町の事例を参考に、公衛協としっかり協議していただき、町民が安心して参加のできる清掃活動を実施していただきますよう要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

次に、災害弱者への取組についてですが、障害者への情報伝達については、聴覚障害のある方には、有効な伝達方法、多様な手段により整備していただいておりますが、事前登録が必要になっております。町内の聴覚障害者の人数と事前登録をされている人数をお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

○防災安全課長（花岡） 熊野町で身体障害者手帳や精神障害者手帳をお持ちのその中で聴覚障害者として防災安全課で把握しておりますのが、99名の方を把握しております。この中で防災情報FAXを御利用されておられるのは、令和2年2月にその当時の聴覚障害者の方であられました86名の方に直接御案内をさせていただきまして、その回答が返ってきて登録申請をされた15名の方が現在登録している状況でございます。

以上です。

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

○8番（沖田） 86名の方全員に周知されて、15名の方だけが登録されているといったことなんですけれども、それはどういった理由からなのか、分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

○防災安全課長（花岡） 今回のデジタル化に際しまして、いろいろと多様な情報サービスのほうをつくらせていただきました。その中で電話の応答サービスとか、メール、登録制ラインとかということたくさんつくらせていただいたんですが、FAXに限りまして他の方もいろいろ利用するというのではなくて、特に音声情報が取れない方に対しての特別なサービスという形で、86名の方を対象に通知をさせていただきました。

以上です。

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

○8番（沖田） FAX以外にも様々な手段を使っていただければと思いますので、今後推進していただきたいと思います。

それでは、視覚障害者の方の人数と、そのうち戸別受信機の設置をしていらっしゃる方の人数を教えてください。

んでいらっしゃるのかどうか、お伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 各施設の方に関しましては、社会福祉法人や医療法人など、学校等とくに戸別受信機を無償で貸与しておりますので、そちらのほうで情報が取れると考えております。御家族の方にもメールとか防災アプリなど、多様な手段で情報のほうは取れるようになっております。多様な手段をといるところで情報は各自で、自分の生活スタイルに合ったもの、事情に合ったもので取っていただけて、それぞれ重度障害者の方々も御家族の支援や御近所の支援とかいうことで、現在取り組んでおります個別避難計画などをつくりまして、そこのあたりから適切な対応ができればと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 重度心身障害者の御家族の方に、こういった情報取得のサービスがありますよといったことは御案内できているということですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 直接の御案内はできておりません。以前、広報と同時に御案内を一般家庭と同様に配らせてもらっただけですので。先日、ケアマネジャー、町内の事業者のケアマネジャーの会議のほうに出席させてもらいまして、今のFAX電話とか戸別受信機など、そういうものをちょっと御案内させていただきました。また、今後、健康福祉課の窓口を通して連携を取りながら、御案内をさせていただけたらと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~


○ 8 番（沖田） よろしくお願いたします。

施設に出向いて、施設の施設長でもいいんですけれども、御家族の方にこういった情報取得ができるようになってますよということを御案内していただいてもいいと思いますので、必ず情報が届くようにしていただきたいと思います。

災害による逃げ遅れの死亡者ゼロを目指して、熊野町に住んでいる全ての人に同一内容の情報を同一時点で取得できるよう、今後もより一層丁寧に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、福祉避難所についてですが、現在は指定避難所と同時に福祉避難所も開設していただいているとのことで、感謝申し上げます。具体的にどのような配慮が必要な方が避難してこられているのか、お伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 井原高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 実際に避難されている方の内訳については、介護で、電動ベッドであるとか、胃ろうの措置が必要な方、あるいは精神の方という方を受入れをさせていただいています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 8 番（沖田） それでは、妊産婦や乳幼児については利用された実績があるのかどうか、お伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 福祉避難所としての対応はさせていただいておりませんが、妊産婦、あるいは小さいお子様が来られた際に、保健師のほうが小さな部屋を確保いたしまして、個別に対応させていた事例は2件ほどございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

○8番（沖田） ありがとうございます。

重度心身障害者の御家族の方は避難所には行かれないと諦めている方が多くいらっしゃいます。今後は福祉避難所として利用できる施設を増やしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀬戸） 井原課長。

○高齢者支援課長（井原） 今、協定を結ばせていただいている事業所は介護の事業所のみになっております。今後は、実は福祉避難所と指定していた社会福祉協議会の中にあるデイルームのほうを、甚大な大きな災害があった場合はボランティアセンターとなる位置づけがされてますので、そちらを福祉避難所から去年外させていただいてます。そういった数が減っているということも含めて、障害の方も対応できるよう、町内の障害者施設のほうと協定を結んでいくよう今後検討していく予定にしております。

以上です。

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

○8番（沖田） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

平成30年の7月豪雨の災害時には、妊産婦と乳幼児は要配慮者から外しているとの御答弁がございました。災害対策基本法に明記されているため驚きを隠せませんでした。令和2年の御答弁では、今後、乳幼児同伴世帯にも使いやすい施設環境を整備することでした。現在の状況をお伺いいたします。

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

○防災安全課長（花岡） 各防災交流センターを建設させていただいておりますが、その中で乳幼児、妊婦を想定した避難スペースを確保しております。以前、こども夢プラザというお話をいただいたんですが、夢プラザではなくても各防災交流センターで対応が

できるよう、妊婦用には幅が広いような簡易ベッドを用意したり、プライバシーの保護のためのテントなども用意して対応できるようにしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

各指定避難所にも様々乳幼児に対応できる備品などそろえていただいていると思うんですけども、障害者の方も乳幼児同伴の方も同じ立場の人が一緒に過ごせる避難所であれば安心して避難していただけたらと思います。受入れ対象者を特定して公示できる制度を活用することにより、避難してくる人が分かり、施設から協力を得やすくなるので、今後、福祉避難所のさらなる確保や、また直接避難を推進していただきますようお願いいたします。

また、福祉避難所の避難訓練については平成25年以来一度も実施されていないため、定期的に行う必要があると考えますが、計画はあるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 平成29年度まで開催しておりましたが、その後の開催はしておりません。年にその後数回の避難所が開催されております。それに伴うことと、あと人事異動などで専門職の配置の変更や感染症の対応、受入れの態勢の改善など申し合わせ事項などを、雨期に入る5月頃と11月頃、避難所が落ち着いた11月頃の年に2回、福祉避難所の担当者の職員が会議を行い、意識統一を行っております。こういったことの対策を行っておりますので、避難訓練の代用はできていると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。今後もよろしく願いたします。

次に、個別避難計画についてですが、個別避難計画は優先度が高い方から計画を作成

することとなっております。熊野町では災害危険区域の要支援者は100人と伺っておりますが、そのうち何人の個別避難計画が作成されているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 令和4年の調査によりますと、イエローゾーンとレッドゾーンの合計が165件と今となっております。個別避難計画については、先ほど部長等の答弁でもありましたけれども、今東部の新宮地区、初神地区を啓発しております。ですので、今まだ実績としては1件も出ていない状況になっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） この新宮、初神地域に関しては先行して行っているということなんですけれども、今165人、災害危険区域の要支援者がいらっしゃるということでしたが、それぞれのどのぐらい地区に何人ぐらいいらっしゃるかが分かれば教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 14地区申しあげてもよろしいでしょうか。新宮が警戒区域15名、初神、合わせて9名、萩原20名、城之堀22名、中溝3名、呉地39名、出来庭29名、川角2名、貴船3名、石神4名、柿迫ゼロ、神田ゼロ、東山2名、平谷15名、以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

優先度についてなんですけれども、内閣府の防災担当からは、地域におけるハザードの状況や避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、

独居等の居住実態、社会的孤立の状況を踏まえ市町村が判断することを求められています。これから進めていくに当たり、ぜひとも参考にさせていただきたいと思います。

優先度の高い方は、関係者が一体となって、令和3年度から5年程度で作成できるように取り組むこととなっていますので、今年度中に進めていただきますようよろしくお願いいたします。

防災や福祉の既存の体制や仕組みを活用し、計画作成を通じ、健康加齢者も含め、年を取っても大丈夫という熊野町をつくり、地域共生社会づくりにつなげていくことが重要になっていますので、ぜひとも三村町長にはリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議員のおっしゃったこと、非常に重要でございます。その趣旨にのっとり、今後やっていきたいと思います。

それから、個別避難計画については、決して順調な作成率ではございません。やはり自主防災組織とか、こういった組織とも絡んでまいりますので、やはりそこら辺をしつかり押さえていかないと、計画だけつくれと言われるんならつくりません、それは。はっきり申し上げて、それは割と1年でやります。ただ、それでは本当に意味がないので、やはり我々は30年の災害を経験しておりますから、実効性のある避難計画、これを目指してやっておりますので、少し時間をいただいて着実にやってまいりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

ただいま町長から力強い御答弁をいただきました。個別避難計画の必要性を十分に理解してもらい、自治会長や民生委員、専門職や社協などの誰か一人に負担を押しつけないことや、何か特別なことを始めるのではなく、それぞれの日常業務の延長線上に計画作成があることを理解していただき、行政が中心となって計画作成していく強い思いや

覚悟を伝えることが重要でありますので、熊野町においても実効性のある個別避難計画の作成を推進していただきますよう要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は3時40分とします。

（休憩 15時27分）

（再開 15時40分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、3番、光本議員の発言を許します。光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 3番、光本一也でございます。

本日は、熊野町のちをつなぐ手話言語条例について質問を行います。

この条例は、私が熊野町議会議員として初めて臨んだ令和元年6月定例議会の一般質問において、条例制定を町に訴え、その年の12月定例議会において可決制定されたものでございます。県内の市町では、福山市、廿日市市、東広島市に次いで4番目に、町としては最初に条例制定がなされました。

この条例の第1条には目的がうたわれております。手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及に関し、町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、全ての町民が安全に安心して暮らせるまちづくりの実現を目的とするとうたわれております。私は令和元年6月に行った一般質問で、条例を制定することが目的ではなく、条例をつくってからどういう取組を行うのか。その取組を通してどういう地域社会をつくっていくのかということが重要であると訴えました。

条例制定からやがて3年がたとうとしております。本日は条例制定後の取組について、また今後の取組について、そして障害の特性に応じた情報コミュニケーション条例の制定について質問を行います。御答弁のほどよろしく願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 光本議員の御質問、「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例について」、
お答えします。

熊野町におきましては、令和元年12月に「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」を
制定しました。この条例は、手話が一つの言語であるとの認識のもと、手話への理解及
び手話の普及に努め、ろう者を含む全ての町民が、「お互いに尊重し合いながら、誰も
が自立し健やかに暮らせるやさしいまちづくり」を目指して制定したものでございます。

第6次熊野町総合計画においては、基本施策として「障害者福祉の推進」を掲げ、町
民の障害者への理解を深め、ノーマライゼーションの理念に基づいた社会を形成するた
め、様々な機会を通じて啓発活動の推進に取り組んでおります。引き続き、障害者に対
する情報のバリアフリーの一層の促進に向け取り組んでまいります。

詳細につきましては、健康福祉部長から答弁いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 光本議員の御質問、「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例につ
いて」詳細にお答えします。

1点目の、「条例制定後の取組について」ですが、条例制定の翌年、令和2年の7月
に、窓口でインターネットを利用し、遠隔で手話通訳を行うことができるようタブレッ
トを購入し、環境を整えました。また、条例制定について住民の皆さんに周知するため、
リーフレットと出前講座で利用するためのチラシも2種類作成しています。

地域住民やグループ等を対象とした「手話出前講座」は、手話に親しんでいただくこ
とはもちろんですが、聞こえないということがどのようなことなのか、どのような気配
りができるとよいかなど、障害について知っていただく機会であるとも考えています。

町広報紙においては、毎月、2つの手話単語をイラスト付で紹介しています。役場職
員に対しては、窓口などで使う簡単な手話の練習のため職員研修を行いました。また、
社会福祉協議会への委託により、手話の入門講座、手話奉仕員養成講座も開催していま
す。

2点目の「今後の取組について」ですが、引き続き、ろうあ連盟、手話通訳者、手話
サークルに御協力いただき、手話言語条例の普及に向けて、皆さんの意見をいただきな

がら進めてまいりたいと考えています。

手話言語条例は、ろう者を含む全ての町民が「お互いに尊重し合いながら、誰もが、自立し健やかに暮らせるやさしいまちづくり」を目指しているものであり、障害の特性を知ることで、自分にできる気配りを行っていくことが求められています。そのために町、住民、事業所がそれぞれの立場で取り組むことが重要です。町の責務を果たすとともに、事業者や住民それぞれにできること、役割等を知ってもらえるよう努めてまいります。

最後に、3点目の「障害の特性に応じた情報コミュニケーション条例の制定について」でございますが、手話言語条例と同様に大切な条例であると承知していますが、制定後の町としての取組が重要と考えています。今後、条例制定について先進自治体の取り組みを参考に、研究してまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 本日は傍聴席のほうにろう者の方、そして手話通訳者の方も来ておられますので、私の質問をゆっくりとさせていただきたいと思います。

なお、本日の質問の前に、先日、広島県ろうあ連盟の方、そして手話サークル友の皆さんからいろいろとお話を伺っております。その内容も踏まえまして、これから一つ一つ掘り下げて質問をさせていただきます。

まず、1つ目の条例制定後の取組についてからお伺いをいたします。役場窓口におけるタブレットによる遠隔での手話通訳について、利用件数はどうなっておりますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村） 役場窓口におけるタブレットによる遠隔での手話通訳については、令和2年7月、社会福祉課窓口にタブレット1台を設置いたしました。令和2年度中の利用は4件、令和3年度は7件の利用がありました。

以上です。

〇議長（大瀬戸）　光本議員。

〇3番（光本）　令和2年度4件、令和3年度7件ということです。私が思ったよりも少ない件数でございます。PRはどのようにされておられるのでしょうか。周知の方法も含めて教えてください。

〇議長（大瀬戸）　西村次長。

〇健康福祉部次長（西村）　ろう者の方への窓口の対応では、筆談や身ぶり、簡単な手話、タブレット等で対応しております。タブレットについて、引き続き町広報やホームページでお知らせしてまいります。また、ろうあ連盟など関係団体にお知らせするなど、さらに聴覚障害者に届くよう周知を行っていきたいと思います。

以上です。

〇議長（大瀬戸）　光本議員。

〇3番（光本）　分かりました。

本町が実施をしております手話通訳者派遣事業。この事業は手話通訳者の方を派遣いただく事業でございますが、この事業、事前の予約制になっております。したがって、急用などで役場に来られる場合は、手話通訳者の派遣は当然無理でございます。この場合、タブレットによる手話通訳がどうしても頼りになるわけでございます。したがって、しっかりとこのタブレットによる遠隔通訳の周知をしていただきますよう、私のほうからくれぐれもよろしく願いをいたします。

次に、手話出前講座についてお伺いをいたします。令和2年度、令和3年度の実施状況をお聞きします。実施回数、参加者数などお伺いをいたします。

〇議長（大瀬戸）　西村次長。

〇健康福祉部次長（西村）　令和2年度は4回実施し、参加者は延べ76人、令和3年度

は8回実施し、参加者は延べ81人です。手話サークル友の皆さんに講師をお願いしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） コロナ禍にありまして、出前講座の実施回数、参加者数とも伸びておるようでございます。町には頑張ってくださいまして、ありがとうございます。

続いて、教育委員会にお聞きをいたします。条例には、学校教育における手話に親しむ活動など、手話への理解を促進していくとうたわれております。小中学校における取組についてをお伺いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 条例制定後の学校での手話に親しむ活動の状況についてでございます。全ての学校では実施はしておりませんが、総合的な学習の時間の福祉の学習で手話の学習を行っております。また、特別支援学級では自立活動の時間に、意志疎通の方法として手話に取り組んでいるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 出前講座の講師をされておられる手話サークル友さんから、これまで第一小学校と第四小学校のほうで出前講座を実施されたと聞いております。第一小学校では4年生を対象に、福祉出前講座を実施されております。また、第四小学校では6年生を対象に、「聞こえない人の話を聞こう」というテーマで出前講座を実施されておられます。児童の皆さんは本当に熱心に聞いてくださったというように聞いております。子供たちには手話の技術的な指導にのみ主眼を置くのではなく、聞こえないということがどういうことなのか、また聞こえない人への配慮や支援にはどのような方法があるのかなど、接し方も大切なことであるとのこと。

ただいま立花次長の答弁から、全ての学校で実施しているわけではないとありました。教育長、条例第6条第2項第5号に、「学校教育における手話に親しむ活動など、手話への理解を促進する」とうたわれております。この点を踏まえ、私は小学校4校、中学校2校での町内全校で取り組んでいただくわけにはいかないでしょうか。いかがお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） ただいま議員から御指摘がありました、児童生徒が障害を持たれた方の立場に立って学習を進めていくということは、これからの共生社会、ノーマライゼーションの実現に向けて極めて大切なことであるというふうに思っております。既に取り組んでいる学校につきましては、さらなる取組の充実を期待したいと思います。また、それぞれの学校につきましては、各校とも学校教育目標の達成に向けて独自にカリキュラムを編成しておりますので、そのあたりを考慮しつつ、手話言語条例の趣旨を踏まえて可能な中で取組を進めるよう、これから指導してまいりたいというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ありがとうございます。

共生社会、ともに生きる社会の実現、これは子供たちに将来にとっては本当に必要な、また大切なことでもあります。全校実施に向け、教育長、よろしく願いいたします。

次に、社会福祉協議会が実施をされております手話入門講座、手話奉仕員養成講座についてお聞きをいたします。開催回数、参加人数等はどうなっておりますか、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村） 社会福祉協議会での手話講座は、平成24年度から町の委託事業として、手話奉仕員養成講座を開始いたしました。26年度からは養成講座の前段

階の入門講座を開始しています。その後は毎年、入門講座と養成講座を開催し、条例制定前の3年平均では、入門講座の受講者は8人から9人、養成講座は8人から12人、制定後は、入門講座は令和2年は11人、3年度は16人となっています。養成講座は、令和2年12人、3年度は10人、今年度の受講は11人となっています。条例制定の前と後では受講数に大きな変動はございませんが、入門編は少し増えたのではないかと感じており、条例制定の影響があるのではと思っています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 詳しい説明、ありがとうございました。

社会福祉協議会が実施をされておられます手話講座については、実は私も昨年1年間受講をさせていただきました。広島県ろうあ連盟の方、手話サークル友の方を講師として、非常によい講座を実施されておられます。社協さんにも本当に感謝をしております。

次に、役場の職員を対象にした研修も行ったという御答弁がありました。その内容と参加人数等について教えていただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村） 令和2年度に2回実施いたしました。内容は、熊野町のちをつなぐ手話言語条例の説明、聞こえないという障害について、それから窓口業務でよく使う単語について実際にやってみるというものでございます。各課から1、2名の参加とし、計33人が受講いたしました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 職員研修について、これは昨年度はコロナ禍により実施されなかったと聞いております。手話については手の動きだけでなく、表情も非常に重要です。コロナ禍でマスクを着用しての研修は非常に無理があることは承知をしておりますが、職員研

修は継続して実施をしていただくことを要望いたします。

次に、町内の事業者の方への取組について、お聞きをいたします。条例では「商業、工業、金融業、医療、その他の事業を行うものは、基本理念を踏まえ、町の施策に協力し、従業者に対する研修、その他必要な措置を講ずるなど、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるもの」とするとあります。町内の事業者についてはろう者の理解は進んでおりますか。町ではどのように認識をされておられるでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村） ろう者をはじめとし、関係団体からも町内の事業所全体に理解が欲しいという声をお聞きしております。町全体として理解が進むよう、事業者の御意見もいただきながら、伺いながらともに考えてまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ただいま答弁にありましたように、事業者の方への理解、そして協力はなかなか時間がかかるものと私も認識をしております。しかし、ろう者の方は、金融機関や病院では非常に苦勞されていると聞いております。病院では、受付や会計のときに名前を呼ばれても聞こえない。診察のとき、自分が症状をうまく説明できない。医師の説明が分からない。コロナ禍で病院の先生もマスクをしておられて、手話通訳者の方も先生の表情や口の動きが分からず、通訳に大変苦勞されているようです。また、先生方も伝え方に苦勞をされているようでございます。

町が作成をしております手話言語条例のリーフレット。こちらですが、このリーフレットには事業者に対する対応の方法も簡単に触れております。しかしながら、どうでしょう。事業者向けのチラシをろうあ連盟さんに御協力をいただきながら作成することが必要かと思っております。この点も検討いただくようお願いをするところでございます。

次に、2点目の今後の取組についてお聞きをいたします。3年前の条例制定の過程では、当時の担当課、民生課でありました。県ろうあ連盟さんの意見を丁寧に聞き取り、共同作業で条例をつくられました。先ほどの健康福祉部長答弁では、引き続きろうあ連

盟等の意見を聞き進めるとのことでございます。ろうあ連盟さん、手話通訳者の方などとの協議の場、意見交換の場の実施状況と今後の取組についてお聞きをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村） 条例制定の翌年の令和2年度は、手話条例の普及に向けた取組についての協議を、県ろうあ連盟、ろう者、手話通訳者とで3回開催し、条例の紹介パンフレット、出前講座で使用するリーフレットの作成を行いました。その後、令和3年度からは年1回、ろうあ連盟手話通訳者、ろう者代表とで熊野町手話通訳者派遣事業連絡会を行っています。この場では、派遣事業のほか、それぞれの立場からの日頃の悩みや相談、要望など、幅広く御意見をいただいております。今後も様々な場を捉えまして、意見をお聞きしていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ありがとうございます。

今後ともしっかりとコミュニケーションを取って、住みよいまちのために実現をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

熊野町では、PR動画を何本か作っておられます。そのうちの1本ですが、町内のスーパーハローズ、この店内でも終日エンドレスで流されております。また、筆の里工房の中にも来館者用のPR動画があります。この2つの動画ですが、残念なことに耳の聞こえない方には内容が分かりません。手話通訳の映像が入っていないからであります。他の市町村で作成をされておりますPR動画。この中には、画面の中に手話通訳による映像を入れておるものが多くあります。こうした動画を含め、今後町の観光PRや行政情報などの動画を作成する場合は、手話通訳の映像を必ず入れていただくよう強く要望いたしますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 現在、ハローズや筆の里工房で流れている動画でございますが、主には平成27年度に本町の魅力を紹介するために制作したPR映像でございます。予算のこともあり、頻繁に制作できるものではございませんが、今後、そのような機会がございましたら、字幕の表示や手話通訳映像の取り込みなど、ろう者へ配慮した動画制作を行いたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ありがとうございます。今後は映像のほうをよろしく願いをいたします。

次に、3点目の質問です。障害の特性に応じた情報コミュニケーション条例の制定についてお聞きをいたします。

健康福祉部長から、先進自治体の取組を参考に研究するという答弁でした。現在、手話言語条例を制定している自治体の多くは、手話言語条例とセットでこの情報コミュニケーション条例を制定しております。自治体によっては条例の名称、名前は多少異なっておりますが、直近では今年6月、呉市も2つの条例をセットで制定をしております。

障害者の方の中には、聴覚障害者のほか、目の不自由な視覚障害者、症状などの個人差が大きく、性格によっても随分と異なる対応が必要な知的障害者などがおられます。障害者へのコミュニケーション支援の方法については、聴覚障害者の方へは手話のほか、筆談や要約筆記、視覚障害者の方へは点字、音声コード、また知的障害者の方へは文章の漢字や片仮名などに振り仮名をつけて伝わりやすくする工夫やコミュニケーションボードの活用などがあります。国においては障害者の方に対する情報アクセシビリティの法制度も整備をされました。

このように障害のある方がその特性に応じて必要となるコミュニケーション手段が異なることを広く周知するとともに、障害を持つ方が自ら判断し意思決定するためのコミュニケーション手段が確保できる環境を整えることが必要と私は考えております。そのためにも一日も早く情報コミュニケーション条例の制定に着手するよう要望いたしますが、この点について町長はいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今おっしゃられた条例の制定でございますが、手話言語条例と同様に非常に重要な条例であるということは承知しております。ただ、制定後の町としての取組が重要になりますので、同じ回答になるかもしれませんが、もう少し時間をいただいて、制定に向けて進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 町長の答弁、制定後の町の取組が重要。そのとおり、当然でございます。しっかりと研究をして、制定のほうを取り組んでいただきますようお願いをいたします。時期を見て、私も改めて研究の内容、結果についてお聞きをしたいと思います。

本日、条例制定から3年が経過しようとしている手話言語条例の取組について御質問をいたしました。制定後3年間の取組と今後の取組についてお聞きをいたしました。この条例についてはある意味長いスパンで捉え、評価をしていくものと考えております。学校教育における子供たちや町内の事業者への取組について強化していくことも改めてお願いをいたします。

また、障害者の特性に応じた情報コミュニケーション条例の制定については、改めて早期の制定を要望いたします。生活のしづらさを感じている障害者の情報コミュニケーション手段を確保することは本当に重要です。

また、視点を変えてみますと、本町のまちづくりを推進していくためには、障害のある方の能力、パワーを積極的に取り入れていくことも必要であるというように思っております。早期の条例制定を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で光本議員の質問を終わります。

続いて6番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 6番、竹爪憲吾です。

今回の私の質問は、熊野町の子育て支援と少子化対策の取組はどうなっているかを伺います。

最近、熊野町内で住宅開発が顕著になっております。新築されて熊野町に住もうとされる方々は、恐らく子育て世代の割合が多いのではないかと思います。また、今後、呉市の熊野町近隣に大規模工業施設が計画されており、熊野町を住居の選択肢に入れていただきたいと思います。そういった事柄を考え、「住むならくまの、住んでよかったと思えるまち」にするため、子育て支援が充実していることは大きな強みになろうかと思えます。それらのことから、子育て支援の取組、それに連携して少子化対策の取組についても伺います。

まず初めに、子育て支援の軸となるネウボラ事業が現在どのように展開されているか伺います。

次に、くまの・こども夢プラザが地域子育て支援拠点としてつくられましたが、その事業内容及び利用状況を伺います。

最後に、子育て支援以外で何か少子化対策として行われていることはないか、伺います。

以上、3点、答弁をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 竹爪議員の「子育て支援と少子化対策の取組」についての御質問にお答えします。

本町における子育て支援につきましては、子育て支援課と健康推進課の2つの課を中心として、妊娠期から出産を経て子育て期まで、保健師などの専門職が切れ目なく支援をする、いわゆるネウボラ事業を中心に、そのほか乳幼児医療費の助成や各種手当の支給、幼児教育・保育の提供など、様々な支援を行っております。また、乳幼児医療費の助成につきましては、令和5年度、来年度から対象者を中学校卒業まで拡大する方向で準備を進めております。令和2年度からは、くまの・こども夢プラザの保健師を増員し、子育て世代の皆さんにとって、より身近で利用しやすい施設となるよう配慮しております。

最後に、少子化対策の取組でございますが、本町の少子化対策は、基本的にはネウボ

ラなどの子育て支援施策を充実させることに注力していますが、子育て支援以外では、広島中央地域連携中枢都市圏において、共同で「婚活支援事業」を実施しております。

詳細につきましては、健康福祉部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 竹爪議員の御質問、「子育て支援と少子化対策の取組」について、詳細にお答えします。

まず、1点目の「熊野町におけるネウボラ事業の現状」でございますが、ネウボラ事業は健康推進課の母子保健を担当する保健師が中心となって対応に当たっています。妊娠届の提出、母子健康手帳の交付を受けてから保健師等との関わりが始まり、妊娠期から子育て期まで、計7回以上の面談機会を設け、母子の健康面を中心にきめ細かく実情を把握するように努めています。その上で、何らかの支援が必要と思われる場合は助言をしたり、関係機関との連携などにより、必要なサービスの提供や支援が受けられるよう調整を行っています。

主な事業としましては、妊娠後期に行うマタニティ面談に始まり、出生後、退院から4か月頃までの赤ちゃん訪問、5か月頃までの乳児健診、その後お子さんの年齢に応じて1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児相談などを行うとともに、成長段階に応じた育児教室や各種育児相談会を開催するなどし、切れ目のない支援を心がけています。

続いて、2点目の「くまの・こども夢プラザの事業内容及び利用状況」についてですが、くまの・こども夢プラザには、現在子育て支援事業を行う会計年度任用職員の保育士2人と保健師1人、また児童虐待などの対応に当たる正職員の保健師2人を配置し、5人の専門職で運営に当たっています。具体的には、月曜日から金曜日の午前、午後は、多目的室を親子でゆったり遊べる場として開放し、その中で専門職が適宜関わりながら、保護者同士の交流を促したり、子育てに関する不安や悩みに対して助言をするなどしています。また、夢プラザでは年間を通じて各種事業を行っています。子育て期を通じて、成長過程に応じた様々な講座の開催や相談機会を提供することで、子育て世代を支援しています。

なお、昨年度の利用状況でございますが、延べ5,738人、2,669組の親子の利用があり、一日平均10組程度の利用状況となっております。昨年度は新型コロナウイルス

スの蔓延による臨時休館で、一時利用できない状況ではありましたが、再開後も大きく利用者が減ることもなく、子育て世代の居場所の一つとして定着しています。

最後に、3点目の「子育て支援以外の少子化対策」でございますが、先ほど町長が申したとおり、呉市などを中心とした広島中央地域連携中枢都市圏の構成市町が共同で、毎年、婚活支援事業を実施しています。この事業は、結婚を希望する男女に出会いの機会を提供するもので、昨年度は、本町を会場として開催し、町内外から63人の参加があり、12組のカップルが誕生しました。こうした事業を継続して実施することで、本町に住みながら、子供を産み、育てていく世代を増やしていきたいと考えています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 詳細な答弁、ありがとうございました。

それでは、まず初めにネウボラ事業の関係からお聞きしたいと思います。

初めに、産前産後の関係で質問いたします。妊産婦が体調不良のため、家事や育児を行うことが困難な家庭で、日中に介護者がいない家庭などに産前産後支援ヘルパーを派遣し、家事や育児の一部をお手伝いする事業があるかと思いますが、その詳細と利用状況を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桐木健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○健康推進課長（桐木） 産前産後支援ヘルパー派遣事業ですが、体調不良などで産前産後に安静が必要と判断した場合や、家族などから家事や育児の支援が受けられない方に対して、自宅などにホームヘルパーを派遣する事業になります。基本的には、1回の訪問は90分以内1,000円で、合計15回まで利用可能としています。なお、現在は新型コロナウイルス感染症対策による広島県妊産婦支援事業緊急補助金の対象となっているため、1回500円で利用可能です。

利用状況ですが、令和元年度が3人で延べ32回、令和2年度が6人で延べ35回、令和3年度は1人で延べ8回の利用となっています。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（竹爪） ありがとうございます。

出産前後でも体調を崩す妊産婦もおられると思います。また、核家族化で支援が得られない人も増えているので、これは重要な制度だと思います。今の説明では、昨年度は1人だけの利用ということですが、たまたま少なかったのか、あるいはこの制度をまだ知らない方もいるのかもしれませんが。ぜひ事業の周知徹底などをお願いしたいと思います。

次に、産前産後の費用負担についてですが、出産には多額の出費を伴います。特に、低所得者の世帯などはお金がかかることを負担に感じる方もおられると思います。出産費用については、このたび国が一時金見直しをするということで、ある程度負担の軽減はされると思いますが、それ以外にも多くの出費がかさみます。これに関して町として何か補助するような考えはないでしょうか。

これは一例ですが、例えば出産や妊婦健診などの交通費を助成することはできませんでしょうか。交通弱者の妊婦さんもおられると思います。そのほか、国において出産に関する支援の動向などが分かれば教えてください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 桐木課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康推進課長（桐木） 他の自治体の例で見ますと、妊婦健診や出産のための入退院、

その他産婦健診などで利用した交通費を助成している市町村もあるようです。町のほうでは現時点ではそうした助成などは考えておりませんが、出産育児の負担軽減は重要なことだと思いますので、今後も調査研究をしていきたいと思います。

また、国の支援の動向ということですが、国では低所得の妊婦を支援するために、初回の産科受診料を助成する事業を立ち上げる予定です。これまで妊娠確定前の産科受診料については助成対象となっていませんでしたが、一定の要件を満たすことでその費用を補助しようとするものです。低所得の妊婦が経済的な負担を理由に出産を控えることがないように、国の方針が決まりましたら町としても対応していきたいと考えています。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 竹爪議員。

〇6番（竹爪） ありがとうございます。

産前産後における妊婦さんの負担軽減はとても重要なことだと思いますので、ぜひしっかりと研究していただきたいと思います。

それでは、続いて2点目のくまの・こども夢プラザについて少し質問をさせていただきます。くまの・こども夢プラザは、子育て支援拠点としてたしか平成30年に整備され、今年で5年目になるかと思います。毎年子育て支援事業をされていると思いますが、これまでの利用者の推移はどうなっていますか。また、2年以上続くコロナ禍でどのような影響が出たのか、そのあたりも教えてください。

〇議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

〇子育て支援課長（佛圓） くまの・こども夢プラザの利用者の推移ということですが、

オープンした平成30年度と翌年度の令和元年度は、延べですが約4,000組の親子が利用されています。1日平均で言いますと16組程度の利用となっています。その後の新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして臨時休館をした期間が長期間ありました。また、再開をしましたが、再開後も密集を避けるために参加者数には制限をかけております。そのため利用者はちょっと大きく減っております。昨年度、一昨年度とも約2,500組から2,600組と、1日平均10組程度の利用となっています。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 竹爪議員。

〇6番（竹爪） ありがとうございます。

当初の4,000組が2,500組と大きく減っているのはちょっと残念ですが、コロナの蔓延で臨時休館の期間も長かったということで仕方がないとは思いますが、ただ、くまの・こども夢プラザは熊野町にとって子育て支援シンボリックな施設です。いつも子育て中の親子でにぎわっている姿が理想かと思います。今後、どのようににぎわいを復活さ

せていくのか。アフターコロナを踏まえて、そのあたり何か考えはありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 夢プラザのにぎわいということですが、連日の報道にもありますが、まだ現在も新型コロナウイルス感染症新規陽性者の報告のほうが続いております。ですので、これがもう少し落ち着くまではやはり1日の利用の人数制限のほうは続ける必要があるのかなと考えております。

それと、コロナ後ということですが、どうにぎわいを回復させるかという問題ですが、もともと夢プラザのほうには、利用者の中には呉市や東広島市などの町外からの利用というのも一定数ありました。ですので、今後利用制限、人数制限等が必要なくなれば、近隣にも広く利用のほうを呼びかけていけたらいいかなと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） ありがとうございます。

町民の皆さんはもちろんのことですが、町外の人に、熊野町にはよい施設があるということを知ってもらうことも重要だと思います。ぜひともコロナ収束後はこうした取組を広く進めてください。

そのほか、現在、夢プラザで力を入れている事業や、今後、力を入れたい事業というものがあれば教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） くまの・こども夢プラザは育児支援に関する様々な事業を日々行っておりますが、その中でもこの近年、特に力を入れている事業ということであれば、ベビープログラムという事業のほうを行っております。これは初めてお子さんを持つ親を対象に、親子の絆づくりや親同士の仲間づくり、あるいは乳児期の基礎知識習得など、こういったものを目的に実施をしております。近年は核家族化や、また子育て

期に相談する人が周りにいないといった子育て世代のほうが増えております。ですので、今後もこうした事業には力を入れていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） なるほど確かに最近新しい住宅団地も増え、町外から転入された方などは身近に相談する相手が少なかったり、引っ越したばかりでまだ仲間がいないといったこともあると思います。ぜひそうしたことで取組を継続してもらえればよいと思います。よろしく願いいたします。

ネウボラ事業、くまの・こども夢プラザの活動内容についてお聞きしましたが、最後に、3点目の子育て支援以外の少子化対策についてお聞きします。

日本全体で年々少子化が加速していく中、先日の報道では、コロナの影響もあって上半期の出生数が40万人を割り、前年同期より2万人減ったと聞きました。まさに日本の将来が危惧されるところです。

そこでお聞きします。全国的に子供の数が減少傾向にある中、本町における出生数の推移や少子化の傾向はどうなっているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 本町の出生数ですが、現在公表されています人口動態統計の最新の数値で言いますと、平成30年が143人、令和元年が132人、令和2年が126人となっております。緩やかではありますが、年々出生数のほうは減ってきている状況にあります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） ありがとうございます。

ここ二、三年の間に143人が126人まで減ってきているということで、やはり本

町も他の市町村同様、少子化が進んでいるということは心配です。この問題に関してはまちとしても今後何かしらの対応が必要ではないかと思えます。

先ほどの答弁では、子育て支援施策に力を入れるとのことで、少子化対策につなげるということでしたが、確かに子育て支援が充実すれば子供を産みやすくなると思えます。

では、具体的にどういうことに力を入れているのか、もう少し詳しく教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 本町の子育て支援施策ですが、まずはネウボラ事業を充実させることを基本とし、くまの・こども夢プラザにおける子育て支援事業の実施、また保育環境の整備や充実といったことも重要と考えております。特に、保育については保護者の保育ニーズの高まりというものがあります。こういったものに応じて極力待機児童を出さないよう、各園のほうとも連携のほうを緊密に調整を図っております。

その他としましては、先ほど町長のほうが答弁したとおり、乳幼児医療費助成制度、これは来年度からの対象年齢拡大ということに向けて現在準備のほうを進めているところです。いずれにしましても子育て支援施策全体を通して子供を産み育てやすいと感じていただけるよう、環境整備に努めているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） ありがとうございます。

ネウボラ事業や乳幼児医療費助成制度など、子育て支援施策の充実を図っていることは理解しました。引き続きよろしく願いいたします。

これに関連して一つお聞きします。今の答弁の中で、保護者の保育ニーズに応じて極力待機児童を出さないよう各園と調整を図っているとのことでしたが、最近、小学校就学前に保育所や幼稚園に通っていない、いわゆる無園児の問題が報道されました。そうした子供や家庭に対して国が対策を始めるとのことです。熊野町において無園児の存在を把握できているのですか。

~~~~~○~~~~~



○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~  
○子育て支援課長（佛圓） すみません、報道の詳細のほうまではちょっと確認していませんが、無園児ということだと、無園児の存在、あと把握ということですが、毎年健診の未受診児や未就園児に関する調査がありまして、これまでの調査ではそうした子供の所在確認であるとか、安否確認、こういったものはできております。

そして、無園児ということで問題になるのが、やはり虐待のリスクや貧困といった問題だと思います。そうした家庭の早期発見、早期支援は町としても重要と考えていますので、これまでも健康推進課と連携をしまして、例えば健診などで得た子供の情報や家庭の情報など、こういったものを共有して、保健師を中心に対応に当たっております。

この無園児の問題については、今後、国のほうが支援策などを検討するというので、今後の国の動向のほうを注視していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~  
○6番（竹爪） ありがとうございます。

無園児のいる家庭については、社会的なつながりが薄く、育児で困難を抱える家庭もあると思います。こうした家庭には行政からの早めの支援が必要だと思います。子育て支援の充実と併せてぜひとも対応をお願いいたします。

それでは、少子化対策の問題に話を戻します。子育て支援以外の少子化対策はどうなっているのでしょうか。先ほどの答弁では、婚活支援をして男女の出会いの場を提供しているということでしたが、これはなかなかすぐには成果が出ないような気がいたします。

そこで、これは私からの提案になりますが、先進地の事例を見ますと、まちの魅力や子育て支援策の概要などを分かりやすくまとめたパンフレットを作成し、外部に向けて効果的に配布することで、子育て世代を呼び込む取組をしているようです。熊野町でもぜひ同様の取組をして、町外の子育て世代を呼び込み、熊野町で2人目、3人目を産み、育てていただくことで少子化対策につなげていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀬戸） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 町の魅力や子育て支援策の概要をまとめたパンフレットの制作でございますが、本町におきましても平成28年度に立地条件のよさや子育て支援、教育、生活、伝統文化など多方面から本町の魅力を発信し、移住定住につなげるための冊子を作成しております。今後、新たに制作する場合には他の市町の好事例なども参考にしながら、本町が子育てしやすいまちであることを積極的にPRする内容としていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） ありがとうございます。

ぜひそうした観点から熊野町の魅力を外部に発信して、子育て世代の移住定住にも力を入れることで、将来的に少子化が抑制されるよう努力していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、子育て支援と少子化対策の取組について、ネウボラ事業、くまの・こども夢プラザ、子育て支援以外の少子化対策の3つの視点に沿って質問をさせていただきました。本町の子育て支援ですが、他の市町に劣らず、ネウボラ事業を積極的に展開しているということを知り安心しました。また、オープンから5年目を迎えたくまの・こども夢プラザですが、子育て世代にとって利用しやすい、また相談しやすい施設になっているようですし、コロナ禍でも比較的順調に運営できているようです。については、この2つの柱を中心にしながら、引き続き、子育て支援の充実に努めていただければと思っております。

加えて、子供の育成環境を整える意味で、町民から近くに公園が欲しいという声を聞きます。今は筆の里工房周辺の公園整備が中心になっていますが、今後、その声にも耳を傾けていただきたいと思います。

最後に、少子化の問題ですが、この問題は一朝一夕に解決する問題ではありません。熊野町は地理的にも広島市、呉市、東広島に囲まれたとても暮らしやすい位置にあると思っております。こうした地の利を生かしてぜひとも熊野町が子育てしやすいまちであること

を町外に向けて積極的に発信してもらえれば、今後の少子化の抑制につながると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光部長、先ほどの婚活の人数、63名というお話でしたが、訂正はいいですか。

時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 先ほど63名と私言ったようなんですが、婚活事業の参加者43名でございます。このうち12組がカップル成立したということです。すみませんでした。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会とし、明日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、本日は延会とし、明日午前9時半から会議を開くことに決定しました。

お疲れさまでした。

（延会 16時47分）